

平成 2 5 年第 4 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 (火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 第 5 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 6 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 7 議案第 6 2 号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度訓子府町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 9 議案第 6 1 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 6 4 号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 5 号 財産の処分について
- 第 1 3 議案第 6 6 号 町道路線の廃止について
- 第 1 4 議案第 6 7 号 町道路線の認定について
- 第 1 5 議案第 6 8 号 大谷川沈砂池 (擁壁) 整備工事請負契約の変更について
- 第 1 7 認定第 1 号 平成 2 4 年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 2 号 平成 2 4 年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 3 号 平成 2 4 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 認定第 4 号 平成 2 4 年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 5 号 平成 2 4 年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 6 号 平成 2 4 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 2 3 報告第 1 2 号 出納検査結果報告について
- 第 1 6 一般質問

○出席議員（１０名）

１番 小 林 一 甫 君
 ３番 西 山 由美子 君
 ５番 上 原 豊 茂 君
 ７番 工 藤 弘 喜 君
 ９番 山 本 朝 英 君

２番 佐 藤 静 基 君
 ４番 安 藤 義 昭 君
 ６番 橋 本 憲 治 君
 ８番 河 端 芳 恵 君
 １０番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 長	八 鍬 光 邦 君
福祉保健課業務監	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	平 塚 晴 康 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成25年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が12件、諮問が1件であります。そのほか、委員会報告として、認定が6件、報告が1件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、安藤義昭君、5番、上原豊茂君、7番、工藤弘喜、8番、河端芳恵君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきました

ので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

はじめに、現在工事中の町道幸町線整備について、開通の報告をさせていただきます。本年6月から工事を実施してきました幸町線整備工事がまもなく完了いたします。今月の広報折り込みチラシでもお知らせのとおり幸町線につきましては、12月20日金曜日の午前9時開通となります。なお、既に北見バスロータリーを利用していることもあり、開通式などのセレモニーは特に行わないこととしているところでございます。この場をお借りし報告をさせていただきますので、ご了解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、休憩時間を利用させていただきまして、建設課長から詳しく内容を説明させていただきたいと考えているところでございますので、この点についてもご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算についてでございます。

一般会計につきましては、2,101万3千円の追加補正と債務負担行為の追加補正を提案させていただいております。

歳入歳出予算補正の主な内容ですが、総務費では、町有住宅の修繕経費がかさんだことによる追加。指定統計事業費の精算に伴う補正。

民生費では、温泉保養センターの施設整備修繕経費の追加。所得制限以上の世帯が減少したことにより、対象世帯の増加に伴う、児童手当費の追加。

農林水産業費では、本町の農業青年の海外研修参加人数が増加したことに伴い、農業後継者育成事業補助金の追加。人・農地プランに位置付けられた中心経営体の農業用機械導入事業が、国庫補助事業である経営体育成支援事業として決定されたことに伴う追加。

下水道事業特別会計減額補正に伴う繰出金の減額。農業交流センターのボイラーの故障に起因する修繕費の追加。

土木費では、道路維持補修費用等に不足が生じる関連経費の追加。穂波団地における落雷発生、日出団地の灯油漏れなど、町営住宅の修繕費用が増加したことに伴う追加。

教育費では、訓子府小学校の肢体不自由児にかかる特別支援教育に要する経費の追加。訓青協が演劇部門で全国大会に出場したことに伴う追加。図書館の事務員が8月に退職し、短期事務補助員1名を補充したことに伴う賃金の追加。

また、債務負担行為の補正につきましては、春先の降雪や低温、降雨などの影響により、各作物ともに遅延、停滞したことにより、被害を受けたことから、農業者が異常気象対策資金を総額で3億円を借りる見込みとなっており、その利子補給を行うもので、資金ごとに3件の債務負担行為の補正。

次に、特別会計及び事業会計についてでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険システムの改修経費の追加、退職被保険者等療養給付費並びに高額療養費の増加に伴い、予算不足が生じるため追加、あわせて777万7千円の追加補正。

下水道事業特別会計につきましては、道道北見置戸線の日出工区と若富工区で未実施工

区間が生じたことによる工事請負費の減額、個別排水処理施設整備にかかる地質試験事業が発生しなかったことに伴う減額、あわせて536万7千円の減額補正。

水道事業会計につきましては、今回提案させていただいている来年4月からの上下水道料金改定に伴う検針票印刷に要する経費の追加。

以上、4会計の予算補正を提案させていただいているところでおります。

次に、条例の制定などについてであります。

地方税法施行令等の改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例、消費税法の改正により、税率が引き上げられることに伴い、訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例、訓子府町農業集落排水施設整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例、訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上、4本の条例改正。

町有林で生産した林産物の販売に伴う財産の処分。

幸町線道路改良に伴い、起点が変更になることによる町道路線の廃止並びに町道路線の認定。

工事延長及び支障木処分方法の確定により、大谷川沈砂池（擁壁）整備工事請負契約の変更。

最後に、人事案件でございます。人権擁護委員1名が明年3月31日をもって任期満了を迎え、退任されることから、新たな委員の推薦について諮問。

以上、議案12件、諮問1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等に説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎諮問第2号

○議長（橋本憲治君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書47ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書47ページをお開きください。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人事案件でありますので、私からご説明申し上げます。

すでに、議案書に名前を記載しているように、町内清住の谷本春代さんを人権擁護委員として、ご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定によりまして、議会の皆様のご意見をいただく訳でございますが、現在、本町には、2名の人権擁護委員が委嘱されております。そのうちのお一人であります細川美重子さんが平成26年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、細川美重子さんの後任として谷本春代さんを人権擁護委員として推薦いたしたくご意見をお願いするものでございます。

谷本さんにつきましては、議員の皆様は、ご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、ここで簡単に経歴をご紹介させていただきます。

谷本春代さんは、清住にお住まいで、昭和27年3月生まれの61歳であります。

函館市の専門学校卒業後、昭和４７年に北見市職員として採用され、昭和５８年に酪農業を営んでおられます谷本茂樹さんとは結婚されるまでの１０年間、保育士としてご活躍されていました。以来、夫、息子さんとともに農業に従事し、この間、きたみらい農協訓子府支部の女性部などで活躍いただいた方でございます。

人権擁護委員としましては、初めてではありますが、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行なう上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行していただけるものと思っております。

なお、任期につきましては、３年間でございます。

以上、谷本春代さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、議会運営基準９９項の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、諮問第２号の採決を行います。

本案は、原案による者を適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第５７号、議案第５９号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第４、議案第５７号、日程第５、議案第５９号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第５７号 平成２５年度訓子府町一般会計補正予算（第６号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の１ページになります。

議案第５７号 平成２５年度訓子府町一般会計補正予算（第６号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第１条にございますように歳入歳出それぞれ２，１０１万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９億２３４万６千円とするも

のでございます。

第2項にございますように、この補正の款、項の区分ごとの金額等につきましては、次ページの第1表のとおりでございますけれども、これについては、ご覧いただくこととしまして、内容につきましては、4ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

続いて第2条では、債務負担行為の補正で3ページの第2表になりますけれども、ご覧いただきたいというふうに思っております。

まず、この説明に先立ちまして、本日この表を差し替えさせていただきましたけれども、その理由を若干ご説明させていただきたいというふうに思っております。

今回、変わりましたのは、この表の一番上の資金でございますけれども、当初、農協では、被害額が相当大きいということが想定されておりましたけれども、それにつきまして、信連の資金を原資とする運用と考えてございましたけれども、想定した額よりも少なかったということもございまして、JAの資金を原資とすることになったということが、先週の金曜日ですけれども、農協から連絡がありましたので、その内容というか、原資元、資金内容を替えさせていただいたということでございます。なお、この内容等については、変更はございませんので、ご理解をいただきたいということをまず前段でお願い申し上げます。

それでは、改めまして債務負担行為の説明に入らせていただきますけれども、今回の3本の債務負担行為につきましては、すべて新規事業でございまして、皆さんご存じのように春先の降雪や低温、降雨などによりまして複合的な気象条件が重なったということがございまして、各作物ともに遅延や停滞したことによる被害を踏まえまして、農業者への平成25年度異常気象対策融資に対する支援として、利子補給を行うというものでございます。

その1つ目が、ここの今お話ししましたJAの農業経営緊急支援資金分でございますけれども、融資対象の限度額を6,500万円としまして、その融資額に対する利子補給率は年0.7%を上限にそれに乗じた額とするものでございまして、この期間につきましては、平成26年から平成32年度までの7年間というものでございます。

2つ目が、これはJA災害対策資金でございまして、融資対策限度額は8千万円ちょうどとしまして、その融資額に対する利子補給率は0.71%を上限にそれに乗じた額とするものでございます。期間については、平成26年から平成35年までの10年間というものでございます。

3つ目が、公庫農林漁業セーフティネット資金でございまして、融資額の限度は1億5,500万円としまして、その融資額に対する利子補給は年0.55%を上限として、それに乗じた額というものでございます。また、期間につきましては、平成26年から平成35年までの10年間とするものでございます。

これら3つの利子補給の額の内訳につきましては、10ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、この表では、平成26年度以降の各資金における利子補給の高い後年度の支出額を定めているものでございまして、これら3本の額を合計しますと960万8千円、1千万円弱ですけれども、960万8千円の予定となっております。

次に、事項別明細の説明に移りますけれども、6ページを開いていただきたいと思います。

この事項別明細につきましては、歳出を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、6 ページの一番上段の上の表になります。

2 款、総務費の 1 項、3 目、財産管理費の事業区分でいきますと町有施設維持管理経費では、職員住宅及び教員住宅の雨漏りや給水管修繕など修繕費がかさんだということがございまして、さらに今後において退去時及びストーブ等の修繕が見込まれるということもございまして、11 節の需用費の修繕料で 20 万円を追加させていただくものでございます。

次に、その下の表の 2 款、5 項、1 目、統計調査総務費の事業区分でございます。各種統計調査事務では、住宅土地統計調査や工業統計調査などの指定統計にかかる事業終了に伴いまして、交付額が確定したということから、1 節の報酬で 3 万 8 千円の減額、9 節の旅費で 4 千円の追加、11 節の需用費の消耗品で 1 万 3 千円の追加、12 節の役務費で 6 千円の減額、14 節の使用料及び賃借料で 1 千円の追加、差引で合計 2 万 6 千円を減額するというものでございます。

次に、7 ページになります。

7 ページの一番上の表になりますけれども、3 款の民生費の 1 項、3 目、温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター運営事業でございますけれども、これにつきましては、サウナ室前室の結露発生等によりまして、施設設備劣化が進み、天井張替を行ったというところでございますけれども、さらなる劣化防止のために、換気扇の取り換えを行う。また、浴室内の温度計が壊れたことから、利用者の利便性を高めるため、修繕を行うというものでございまして、11 節の需用費の修繕料で 3 万 8 千円を追加するというものでございます。

次に、真ん中の表になります。

2 項、4 目の児童措置費の事業区分、児童手当支給事業では、先に、この制度の経費負担について、若干説明させていただきますけれども、平成 24 年度に児童手当法の一部を改正する法律が施行されまして、児童手当負担金では、国、道、市町村の負担区分が決められております。この区分ですけれども、6 種類ある負担区分の 1 つ目が 0 歳から 3 歳未満の被用者で、これは社会保険などに入っているサラリーマンとっていただければいいと思いますけれども、この区分のみが国 45 分の 37、道と市町村が 45 分の 4 ずつとなっておりまして、それ以外の 0 歳から 3 歳未満の区分から所得制限以上の世帯までの 5 区分でございますけれども、これでは、国が 6 分の 4、道と市町村が 6 分の 1 ずつという負担区分になっているという制度でございます。今回の補正では、6 月の現況届の結果、6 つの区分の中でも特に所得制限以上の世帯について、当初、42 世帯と推計しておりましたが、今年の 6 月の現況届の結果、その対象世帯が 7 世帯と大幅に減少したということがございまして、これによりまして、通常区分に振り替わったということがございまして、児童手当総額が増額することになりまして、20 節の扶助費で 22 万 5 千円を追加するというものでございます。

次に、一番下の表ですけれども、6 款、農林水産業費の 1 項、3 目、農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業では、農業後継者育成事業補助金、これは、きたみらい青年部の海外研修の補助金でございまして、本町の参加人数が 4 名ということで、当初より 2 名

増えたことによりまして、その不足分を１９節、負担金、補助及び交付金で２０万３千円を追加するというものでございます。

次に、８ページにまたがっていきますけれども、８ページの一番右側、説明欄の一番上の事業区分で、経営体育成支援事業では、人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体が主に金融機関からの融資を活用して農業用機械を導入する時、最大で事業費の１０分の３の国庫補助を受けることができるという制度でございまして、今回、７個人、１法人が決定されたことによりまして、事業費で４，８６７万９千円に對しまして、１，４３９万１千円を１９節、負担金、補助及び交付金で予算計上しているというものでございます。

次に、同じく、農業費の５目になりますけれども、農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、主に道道北見置戸線工事に伴います日出工区と若富工区で未施工の区間が生じたことによりまして減ったということで、移転補償費分を２８節、繰出金として、２９４万７千円を減額するというものでございます。工事の未施工によるというものでございます。

次に、６目の農業交流センター費の事業区分の農業交流センター等管理運営経費ですけれども、これはボイラーが故障したことによりまして、１１節の需用費の修繕料の中で３万６千円を追加するというものでございます。

次に、下の表になりますけれども、８款、土木費になります。３項、２目、道路維持費の事業区分で町道維持管理事業では、今年の局地的な大雨や融雪後の路面状況が悪いということによりまして、通常年よりも路面補修や側溝の土砂上げなどに要する経費がかかったということで、修繕費用が不足することから、１４節の使用料及び賃借料としまして機械借上料の費用が１７４万８千円、そして、１６節の原材料費で２１８万３千円の合計で３９３万１千を追加するというものでございます。

次に、９ページになります。９ページの一番上の表になりますけれども、８款、６項、１目の住宅管理費、これの事業区分の町営住宅維持管理事業では、今後の退去時の修繕予算が不足することから、ペンキ等の購入費としまして、１１節の需用費の消耗品で１０万円、また、穂波団地の落雷、日出団地の灯油漏れ、さらには、雨漏りやストーブ修繕などの修繕料としまして１２０万円、１１節の需用費の合計１３０万円を追加するというものでございます。

次に、２番目の表になりますけれども、１０款の教育費、２項の小学校費、１目の学校管理費になりますけれども、事業区分、臨時講師配置事業では、訓小の１学年の児童が夏休み後から、肢体不自由児学級に変更になったということがございまして、特別支援学級支援員１名を配置するというものでございまして、また、これにつきましては、１０月から特別支援学級の新設が認められたということがございまして、それまでの予算不足分を７節賃金で１７万円を追加することによってでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、１０款、５項、１目の社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業では、第４１回北海道青年祭兼全国大会予選会、北海道の予選会ですけれども、町の訓子府青協が演劇部門で最優秀賞になったということがございまして、１１月９日から１０日までの東京の日本青年会館で開催されました第６２回全国青年大会に出場したことに伴います補助金として、１９節、負担金、補助及び交付金で１８万

円が不足するという事で追加するというものでございます。

次に、その下の3目、図書館費の事業区分、図書館活動事業では、図書館事務員が8月に退職したことに伴いまして、9月から3月までの7カ月間の短期事務補助員1名を雇用するという事で、7節の賃金で63万2千円を追加するものでございます。

次に、4ページの歳入の表に戻っていただきたいと思いますけれども、この一番上の表では、13款、1項、1目の民生費国庫負担金の児童手当負担金になります。これは歳出のところでも説明しましたように、6月の現況届結果によりまして、各区分による国の負担分として、150万2千円の追加ということになります。

次に、その2段目の表になりますけれども、14款、1項、1目の民生費道負担金になります。児童手当負担金、この道の児童手当負担金につきましても国の負担金同様に道の負担金として出る分が37万4千円の追加ということでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、14款、2項、4目、農林水産業費道補助金の経営体育成支援事業補助金では、これも歳出のところでご説明しておりますけれども、7個人、1法人の事業に対する国の補助分として、1,439万1千円を計上しているものでございます。

次に、5ページになります。5ページの一番上の表になりますけれども、14款、3項、1目、総務費委託金の統計調査事務委託金で、これは各種統計調査の事務が終了したということに伴いまして、先ほどご説明しました道委託金2万6千円を減額するというものでございます。

次に、一番下になりますけれども、18款、1項、1目の繰越金の前年度繰越金では、今回の補正の財源調整を行うということで、477万2千円を追加してございます。

以上、平成25年度訓子府町一般会計補正予算の内容につきまして、説明させていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第59号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書15ページをお開きください。

議案第59号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ536万7千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億7,463万3千円とするものであります。

次に、16ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、その内容につきましては、17ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金であります。当初予定していた7基に対し6基の設置であったため、1基分の40万円を減額するものでございます。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。歳出総額から歳入合計額を差引いた

額を一般会計から繰り入れするもので、今回の事業費減額に伴いまして、２９４万７千円を減額するものであります。

次に、６款、３項、１目、雑入につきましては、道道北見置戸線支障物件移設工事の執行額確定に伴いまして、移設補償費２０２万円を減額するものであります。

次に、１８ページの歳出について、説明をさせていただきます。

２款、１項、下水道事業費の１目、農業集落排水事業費であります。１５節、工事請負費につきましては、北海道が施工する道道北見置戸線交通安全工事の日出工区全線と若富工区の一部が道の工事予算確保ができなくなったことによりまして、工事実施が来年度以降に延期されたため、支障物件移設工事が今年度未施工となったことに伴いまして、工事請負代金の執行残５１０万４千円を減額するものでございます。

同じく、１目の個別排水処理施設整備事業費であります。１３節、委託料につきましては、個別排水処理浄化槽設置に関する地質試験業務の実施が、今年度なかったことによりまして、２６万３千円を減額するものであります。

以上、平成２５年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第５７号、議案第５９号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第５８号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第６、議案第５８号 平成２５年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１１ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の１１ページをお開きください。

議案第５８号 平成２５年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第１条にありますように７７７万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億４，５３１万７千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、１２ページの「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、１３ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、１３ページの歳入から説明させていただきます。

第３款、第１項、第１目、１節の現年度分療養給付費等交付金につきましては、歳出の退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費が増が見込まれますことから、あわせて７５３万円を追加するものであります。

次に、第８款、繰入金、第１項、第１目、財政調整基金繰入金につきましては、歳出に計上しております国民健康保険制度の改正に伴います国民健康保険システムの改修費用として２４万７千円を追加するものであります。

これによりまして、資料１の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から３段目の右端にありますとおり平成２５年度末基金保有見込額は、２，１４５万８

千円となる見込みであります。

次に、14ページの歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の13節、委託料につきましては、歳入でも説明させていただいておりますが、特例措置により1割に据え置かれております70歳から74歳の方の医療費の自己負担につきましては、平成26年4月から、新たに70歳になられる方から5年をかけて段階的に法律上の2割になることに伴いまして、この制度改正に対応するため、国民健康保険システムの改修が必要となりましたので、その経費の24万7千円を追加するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第2目、19節の退職被保険者等療養給付費につきましては、3月診療分から9月診療分までの7カ月の実績から推計しまして、予算に不足が見込まれますことから、680万円を追加するものであります。

また、第2項、高額療養費、第2目、19節の退職被保険者等高額療養費につきましても、4月支給分から11月支給分までの8カ月の実績から推計しまして、予算に不足が見込まれますことから、73万円を追加するものであります。

以上、平成25年度国民健康保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第62号、議案第60号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第7、議案第62号、日程第8、議案第60号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第62号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案第62号の提案説明を申し上げます。議案書30ページをご覧ください。

議案第62号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町水道事業給水条例（昭和59年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、説明にありますとおり消費税法の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の合計が8%になることから、訓子府町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、31ページ以降のとおりであります。説明につきましては、33ページ以降の新旧対照表により行いますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

まず、23条では、料金の算定方法を規定しており、現行では、「料金は別表第1に定めるところにより、基本料金と従量料金との合計金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」としておりますが、改正案では「料金は別表第1に定めるところにより算定した、基本料金と従量料金との合計金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が

生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改正するものでございます。

次に、別表第1につきましては、一般用の基本料金及び従量料金と臨時用の基本料金及び従量料金のそれぞれの単価を規定しており、現行は消費税及び地方消費税込みの単価で表示しておりましたものを、改正案では消費税及び地方消費税を含まない単価で規定するものでございます。

また、現行の備考2で「料金には、それぞれ消費税額及び地方消費税額を含む。」と記載しておりましたが、改正案では第23条本文で消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。」と規定しておりますので、備考2を削除するものでございます。

32ページに戻っていただき、附則として、施行期日、1、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用量で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金は、なお従前の例による。と規定しております。

以上、議案第62号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第60号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） それでは、議案第60号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税率の改正に伴い、毎月の検針票に表示している上下水道料金表を内税表示から外税表示に変更し、4月検針時から使用しなくてはならないため、今年度中に作成しておく必要があり、その作成費用を追加補正するものでございます。

まず、第2条で、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、営業費用で39万4千円増額し、水道事業費の総額を1億5,326万1千円とするものであります。

続きまして、20ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですので、その内容について、説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出であります。1款、1項、3目、総係費39万4千円の増額は、印刷製本費で検針票記載事項の変更に伴い、新たに検針票の作成費用を増額補正するものでございます。

次に、21ページは「資金計画」の一覧表であります。後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第62号、議案第60号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号
議案第67号、議案第68号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第9、議案第61号、日程第10、議案第63号、日程第11、議案第64号、日程第12、議案第65号、日程第13、議案第66号、日程第14、議案第67号、日程第15、議案第68号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第61号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書22ページです。

町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 議案書の22ページをお開きください。

議案第61号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月に、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成25年6月に公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するものであります。

23ページから26ページに改正条文を記載しておりますが、その内容につきまして、27ページからの「町税条例の一部を改正する条例の概要」でご説明をいたします。

まず、項目1の「特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し」についてであります。が、公的年金から個人町民税を特別徴収されている者が、町外に転出した場合は普通徴収に切り替えることとされておりましたが、賦課期日後に転出した場合にあっては納税先に変更はないことから、普通徴収に切り替える必要はないため特別徴収を継続することとされたものであります。

次に、項目2の「年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し」であります。が、個人町民税の公的年金からの特別徴収は年6回の年金支給のつど行われており、4月から8月の年金支給の際に徴収される仮特別徴収税額につきましては、前年の10月から翌年の2月までの特別徴収税額と同額を徴収し、10月から2月の年金支給の際に徴収される本徴収額につきましては、年税額から仮徴収額を控除した額を徴収することとされております。が、年税額が前年の年税額と大きく変動した場合には、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じることがあり、極端な場合には還付が必要な場合もあるため、こうしたことを解消するために、仮徴収税額については、前年度の年税額の2分の1に相当する額とされたもので、4月、6月、8月の年金支給月にそれぞれ前年度の年税額の6分の1の額を特別徴収するものであります。

項目1、項目2の施行日につきましては、年金保険者のシステム改修に一定の期間を要することから、平成28年10月1日とされております。

次に、項目3の「寄附金税額控除における特例控除額の特例」であります。が、後ほどご説明します「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」の新設に伴い、引用条項を追加するものであります。

次に、項目4の「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」であります。が、国債、地方債などの特定公社債の利子が課税対象になったことに伴う規定の整備で、平成29年1月1日から施行されます。

次に、項目５の「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税課税の特例」であります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に区分されたことによる所要の規定の整備であります。施行日は平成２９年１月１日となっています。

次に、項目６の「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」であります。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものであり、項目３でご説明した「寄附金税額控除における特例控除額の特例」の引用条項の追加は、この規定の新設によるものであります。施行日は平成２９年１月１日となっています。

次に、２８ページをお開きいただきたいと思います。２８ページ中段、項目１８の「上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。上場株式等に係る配当所得等の分離課税に特定公社債の利子が対象に追加されたことによる規定の整備であり、項目４でご説明しました町民税の課税の特例と同じ内容であります。

また、項目１９、２０につきましても項目５及び６でご説明いたしました町民税の課税の特例同様、国民健康保険税の課税の特例として規定の整備を行うものであり、施行日は平成２９年１月１日となっております。

次に、２９ページ、項目２６であります。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによる、国民健康保険税の課税の特例の規定の整備であり、施行日は平成２９年１月１日となっております。

それから、２７ページに戻っていただきたいと思います。２７ページ中段の項目７から下段の１２まで、それから、２８ページの項目１４、１６、２１から２３、２９ページの項目２７につきましては、単に課税標準の細目を定めるものであるということから、条例の性格を踏まえて、条例から削除することとなったものであります。

次に、２８ページの項目１３、１５、１７、２９ページの項目２４、２５につきましては、今回の改正によりまして各条のずれを整理したものであります。

いずれも施行日は、平成２９年１月１日であります。

それから、２５ページに戻っていただきたいと思います。

２５ページ下段の附則であります。この条例は、平成２８年１月１日から施行するものであります。一部施行日が、平成２８年１０月１日、平成２９年１月１日となるものがありますが、先ほどの概要の中でご説明したとおりであります。

また、附則の第２条以降につきましては、町民税に関する経過措置、国民健康保険税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第６３号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案第６３号の提案説明をさせていただきます。議案書３５ページをご覧ください。

議案第６３号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について。

訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例（平成３年条例第２５号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、説明にありますとおり消費税法の改正に伴い、平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税率の合計が８％になることから、訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、３６ページのとおりであります。説明につきましては、３７ページの新旧対照表により行いますので、そちらをご覧ください。

まず、第１５条第３項では、使用料の算定方法を規定しており、現行では、「使用料は、基本料金と超過料金との合計金額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」としておりますが、改正案では「使用料は、基本料金と超過料金との合計金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改正するものです。

次に、別表第２につきましては、メーター器で汚水量の算定をする場合、また、別表第３では、使用人数により算定する場合、それぞれの単価を規定しており、別表第１、別表第２とも現行は、消費税及び地方消費税込みの単価で表示しておりましたものを改正案では、消費税及び地方消費税を含まない単価で表示するものであります。

また、それぞれ現行の備考では「料金には、それぞれ消費税額及び地方消費税額を含む。」と記載しておりましたが、改正案では第１５条第３項本文で「消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。」と規定しておりますので、備考の条文を削除するものです。

３６ページに戻っていただき、附則として、施行期日、１、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置、２、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続して下水道を使用し、施行日から平成２６年４月３０日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金は、なお従前の例による。と規定しております。

以上、議案第６３号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第６４号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書３８ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） それでは、議案第６４号の提案説明を申し上げます。議案書３８ページをご覧ください。

議案第６４号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例（平成１１年条例第２１号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、説明にありますとおり消費税法の改正に伴い、平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税率の合計が８％になることから、訓子府町個別排水処

理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正条例の内容につきましては、３９ページのとおりであります。説明につきましては、４０ページの新旧対照表により行いますので、そちらをご覧ください。

第１２条第３項では、使用料の算定方法を規定しており、現行では「使用料は、基本料金と超過料金との合計金額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」としておりますが、改正案では「使用料は、基本料金と超過料金との合計金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改正するものです。

次に、別表第１につきましては、メーター器で汚水量の算定をする場合、別表第２では、使用人数により算定する場合、それぞれの単価を規定しており、別表第１、別表第２とも現行は消費税及び地方消費税込みの単価で表示しておりましたものを改正案では消費税及び地方消費税を含まない単価で表示するものです。

また、現行の備考では「料金には、それぞれ消費税額及び地方消費税額を含む。」と記載しておりましたが、改正案では第１２条第３項本文で消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。」と規定しておりますので、備考の条文を削除するものであります。

３９ページに戻っていただき、附則といたしまして、施行期日、１、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置、２、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続して下水道を使用し、施行日から平成２６年４月３０日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金は、なお従前の例による。と規定しております

以上、議案第６４号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前１０時４０分まで休憩したいと思います。

休憩 午前１０時３２分

再開 午前１０時４０分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第６５号 財産の処分についての提案理由の説明を求めます。議案書４１ページでございます。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案第６５号の提案説明を申し上げます。議案書の４１ページをご覧ください。

議案第６５号 財産の処分について。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下といたしまして、事業名につきましては、町有林生産素材販売であります。

本件につきましては、皆伐が駒里町有林３６林班の１５８と２０１の１３．６８ｈａであります。間伐が駒里３１林班２と４の１５．５ｈａでございます。

処分の相手方につきましては、6社にご案内し、5社に応札をいただきました。その結果、物林株式会社 国産材営業部 部長 中原雅之氏で、契約金額につきましては、5,335万1千円でございます。

なお、予定価格につきましては、4,127万7千円となっております。

樹種別の売払材積でありますけれども、カラマツ6,115.619㎡であります。トドマツ8,296㎡でございます。雑木43,936㎡でございます。合計としまして6,167,851㎡でございます。なお、参考までに用途別で申し上げますとカラマツについては、約5,418㎡が用材、残りの約750㎡につきましては、カラマツ、トドマツ、雑木のパルプ材となっております。

以上、議案第65号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第66号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第66号の提案説明を申し上げます。議案書42ページをご覧くださいと思います。

議案第66号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

廃止する路線の概要につきましては、記及び次ページの図のとおりであります。まず、廃止する路線は、路線番号45番の幸町線であります。起点は、訓子府町西幸町69番地、終点は、訓子府町西幸町121番地であります。重要な経過地は、西幸町となっております。

参考までに実延長を申し上げますと303.91メートルでございます。

本件につきましては、旧訓子府駅周辺整備事業における道路新設に伴い路線の起点が変更となるため、当該路線を廃止しようとするものであります。

なお、起点変更後の路線につきましては、議案第67号として、町道路線の認定を提案させていただきます。

以上、議案第66号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第67号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第67号の提案説明を申し上げます。議案書44ページをご覧ください。

議案第67号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号45で、路線名は幸町線であります。起点は、訓子府町大町151番地2、終点は、訓子府町西幸町121番地で、重要な経過地は

大町、西幸町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、道道訓子府停車場線から鉄北地域集会所前を通過した西訓川の突き当たりまでの区間であり、実延長は444.09メートルであります。

本件につきましては、旧訓子府駅周辺整備における道路新設に伴い、起点が変更となるため、新たな路線として町道認定しようとするものであります。

以上、議案第67号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第68号 大谷川沈砂池（擁壁）整備工事請負契約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書46ページでございます。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 誠に申し訳ありません。議案の説明の前に議案書の訂正をお願い申し上げます。記以下の工事概要であります。工事概要の4段目、流入工「1箇所」となっておりますけども「2箇所」ということで、訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案第68号の提案説明を申し上げます。

議案第68号 大谷川沈砂池（擁壁）整備工事請負契約の変更について。

平成25年8月12日議決の大谷川沈砂池（擁壁）整備工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下といたしまして、工事名であります、大谷川沈砂池（擁壁）整備工事。

変更の内容でありますけども、契約金額におきまして、変更前8,610万円から、変更後1億454万8,500円になります。

また、備考のほうでありますけども、完了工期が平成26年1月20日までを平成26年3月10日までに変更します。

なお、契約の変更と工事期間の延長につきましては、関係者との合意、支障木処分の確定とリサイクル法に基づく新工種追加のため、大谷川沈砂池（擁壁）整備工事請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。

以上、議案第68号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） ここで、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第17、認定第1号から、日程第21、認定第5号までの一括議題及び日程第22、認定第6号、日程第23、報告第12号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第17、認定第1号から、日程第21、認定第5号までの一括議題及び日程第22、認定第6号、日程第23、報告第12号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第17、認定第1号、日程第18、認定第2号、日程第19、認定第3号、日程第20、認定第4号、日程第21、認定第5号、日程第22、認定第6号を議題といたします。

認定第1号から認定第5号までは、一括議題といたします。

本案は、平成25年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行っているものでございます。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

4番、安藤決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（安藤義昭君） ただいま、議長からご指示がありましたので、平成24年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

平成25年9月17日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の決算審査特別委員会は、11月5日から8日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる各関係書類などを検査した後、審査の必要上、提出された支出伝票についても検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、疑問等が生じた事項については、関係課職員の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査及び質疑の内容につきましては、省略いたしますが、11月8日の決算審査特別委員会の最終日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第5号」までの5会計の決算はいずれも原案のとおり「認定すべきもの」、また「認定第6号」については、原案のとおり「可決及び認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点を

審査意見として、口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思います。

町税及び使用料の収納状況については、これまでの職員の努力により、その成果が認められるところであります。

しかし、自主財源の確保と税の公平性の原則からも、今後も収納率の向上の努力をお願いするところですが、滞納者の生活実情に配慮した対応もあわせてお願いいたします。

歳出に関しては「財政健全化戦略プラン」の成果により、予算やその執行に対する工夫など、評価できるものであります。

しかし、その予算の中で、大きなウェイトを占める各施設などの維持管理経費の縮減が課題であり、全庁的な創意、工夫などの取り組みを求めるものであります。

また、今後予定されている施設整備にあたっては、将来的な維持管理経費を十分に検討した中での、計画策定を望むものであります。

歳出全般では、さらに財政健全化を推し進めることを求めるものでありますが、住民サービスをはじめとする政策的予算などにつきましては、その目的が十分に果たされるよう積極的な執行を望むものであります。

職員の育成については、各種の研修会などに積極的に派遣し、職員個々の能力を高める努力を望むものであります。

国保会計並びに介護保険会計につきましては、町民の健康に対する長期的な視点に立っての計画策定を求めるものであり、特に高齢者の介護予防につきましては、地域と連携した事業を積極的に展開し、介護予防業務の充実を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況で職員が減少している中、財政健全化に向けた職員一人ひとりの努力は、十分に評価できるところであります。

今後におきましても、町民のためのまちづくりに向けた創意、工夫と一層の努力をいただきたい。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を申し上げ、訓子府町議会会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきもの及び原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の質疑に入ります。質疑は委員長に対する質疑といたします。一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 次に、委員長報告に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、委員長報告のとおり原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも委員長報告のとおり原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号の質疑を行います。議案書58ページでございます。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

本案を委員長報告のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

◎報告第12号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第23、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書60ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） 議案書の60ページをお開き願います。

報告第12号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成25年12月10日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成25年10月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次の61ページ、62ページ、63ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、64ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年11月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成25年11月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ65ページ、66ページ、67ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。68ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年12月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成25年12月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、69ページ、70ページ、71ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上で、ございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

午前中で審議する案件は終わりましたが、町民の皆さんにも午後から一般質問になっていますので、ここで休憩を、午前中の審議を終了したいと思いますけれども、この後、報告とお知らせと委員会を開く予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、午前中の審議は、終了させていただきました。

ご苦労様でございました。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第16、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、東北の被災地を研修してきたということもありまして、質問の中にそれらの報告を含めながら、質問をしていきたいと考えております。

まず、1点目は、想定外の被害に、現在、設置されております避難場所としての役目が今後も果たせていけるのかということであります。

地球温暖化の影響で、異常気象によって世界規模的な災害・被害が多発しております。どこに住んでいても安心であるという保障はないと考えております。当町においても想定

外の災害・被害が今後発生する可能性が大であると思います。

そこで、今まで避難場所として指定してきたところが、今後も町民の方を安心して避難・誘導できるのか、お伺いをいたしたい。

1 点目といたしまして、想定外の災害が発生した場合の、避難場所・避難通路・避難建物の検証はされたことがあるのか、お伺いをいたしたい。

2 番目になります。町長は、東北大震災のあと、何回か現地に行かれ現状は十分把握されておられると思います。

私たち議員も今回 7 名で現状をつぶさに研修してまいりましたが、現地に行って想定外の津波により壊滅的な被害を目の当たりにした時、言葉にならない衝撃を受け、ぼう然と立ちすくんでしまいました。

町長は、被害発生後すぐに被災地に行かれておりますので、私どもが見た現状とは比較にならない悲惨な状況であったと思います。

そこで、想定外の津波と、まさかここまで防潮堤を乗り越えてはこないという先入観があったことで被害も大きくなったと説明があり、他人事で済ませられないと強く感じました。

当町も今までは大きな災害もなく、今後もないという保障はありませんが、町が実施している防災訓練をさらに充実するために考えているものがあれば、お伺いをいたしたい。

3 点目、当町の避難場所の設定は、関係機関との協議を十分されておられるのか、お伺いをいたしたい。

石巻の大川小学校のように、消防、学校関係者が避難通路・避難場所の必要性を行政に要請していても実現されなかったことを踏まえてお伺いをいたしたい。

4 点目になります。平成 26 年度に向けて予算編成作業に入っていると思いますが、東北大震災に対しての支援はどう考えているのか、お伺いをいたしたい。

以上、4 点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「想定外の災害に避難場所としての役目が果たせるか」について、お尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1 点目に「想定外の災害が発生した場合の避難場所・通路・建物の検証はされたことがあるか」とのお尋ねでございます。

町の地域防災計画では、地震などの際に緊急避難するための一時避難所は 9 箇所、避難生活を送るための避難所は 30 箇所、高齢者などの通常の施設では避難生活が困難と思われる方が避難する福祉避難所が 1 箇所ございます。

また、災害の程度によっては、指定施設以外の施設も管理者の同意を得て指定の上、利用するなど、臨機応変に避難所確保に努めることとしております。

避難所の指定にあたりましては、地域の皆さんがわかりやすく、一定人数の収容が可能な公的施設を全町的に指定しているところでございます。

このため、中には、低地にあるもの、耐震性の低いものなどもあり、災害の種類や程度によっては、避難に適さないとされる避難所や利用を控えなければならない所もあることを認識しているところでございます。

避難経路につきましては、避難所が公的施設となっておりますので、普段利用されてい

る方も多く、地域の皆さんも熟知しているものと思われませんが、町においても道路維持の中で、修繕や除雪など道路環境の把握に努めているところであります。

建物につきましては、公共施設耐震化調査等によって、耐震性の把握を行っておりますが、すべての施設の設備や災害時に使用できる物資などの把握までには至っていない状況でございます。

ご質問にございましたように、避難場所・経路などの検証についての必要性は感じているところでございますが、それだけではなくて、地域内あるいは家族同士でも避難場所や経路、さらには、災害の種類に応じた避難方法などを確認し合うことや住民同士がコンセンサスを築いていくことも大切なことであると考えておりますのでご理解をお願いします。

2点目です。「防災訓練の充実について」のお尋ねがありました。

原則2年に一度、関係機関連携の総合防災訓練を実施しております。直近では、平成24年度に実施し、本年度は災害に対する意識の高揚を図るため、防災・減災講演会と写真展を開催させていただきました。

平成26年度には、地域住民に実際に避難していただくことを中心に地域ごとの小規模ではありますが、個人はもとより、地域や関係機関などと一体となった、より実践に近い訓練を予定するなど、訓練内容の充実を図ってまいります。

3点目に「石巻市大川小学校での事例も踏まえて、避難場所の設定は関係機関との協議が十分か」とのお尋ねがありました。

避難場所の指定にあたっては、事前に施設管理者の承諾を得ておりますが、地域の会館などの場合、会長の交代によって管理者も交代になること、学校においても人事異動などによって管理者が変わることから、一定期間ごとに、連携協力関係が築けるような機会を設けることも必要と認識しているところでございます。

また、その際、1点目の回答の中でもふれておりますように、災害への適応性及び施設の状況、施設設備の把握なども行ってまいりたいと考えているところでございます。

4点目に「平成26年度予算編成にあたり、東北大震災に対する支援の考え」についてお尋ねがありました。

本年3月に岩手県の被災孤児を支援する「いわての学び希望基金」に100万円、過去2年間とあわせて600万円を義援金などとして贈り、支援してまいりました。

私は当初から、3年間の金銭的支援を訴え、実施してきたところでございます。

今後におきましては、この大震災の記憶を風化させない取り組みや、さまざまな災害から得た教訓を本町の防災教育及び訓練、さらには、施設整備などにも生かしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、町長のほうから答弁をいただきました。

再質問をさせていただきながら、今回の研修の報告も交えてお尋ねをいたしていきたいと考えております。

まず、本町の場合の想定外の関係でございますけれども、単純な私が考えるよりも町長は深く考えておられると思いますけれども、想定外の被害が当町で今考えられるものにつ

きましては、洪水ハザードマップに出ているような50年に一度の2日間で189.7ミリの雨の関係でございますけれども、私はそれより上の例えば100年に一度の大雨、さらには、現在、竜巻もいたるところで起こっております。台風の大雨、強風によって、今回も外国のほうで甚大な被害を受けたというような場面も報道関係でたびたび目にしております。そういうことで、今年も本町では大雨によって酒谷川をはじめとする小中河川の氾濫が本当に今、1時間でも雨が降ったら氾濫するんじゃないかというような状況までになっております。そうした中で小河川の整備、さらには、下流の拡幅などを含めながら相対的に今後対応していかなければならないのかなというような考えを持っております。

それと今、本当に心配するのは、居武士の小学校のそばに流れている大谷川の水位がかなり上に上がっておりますので、いったん氾濫すると避難場所として指定されているところが水没してしまうんじゃないかなというような懸念も持っておりますので、その辺については、どのようなお考えを持っているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、今年の11月だったと記憶しておりますけれども、7名の議員さんが三陸方面を中心とする被災地を訪問し、まざまざと見せつけられた災害の状況を見て、本町に照らし合わせて、私自身が感じている想定外というのは一体何なのか、どういう状況が起こり得るのか、それから、小河川の氾濫とあわせて小林議員のご指摘のような、居武士川の水位が上がると避難所の居武士小学校等々が水没する可能性はないのかということでございました。1つは、私どもの町では、ハザードマップによって常呂川を中心とした河川の危険性については、お示ししているとおりでございますけれども、想定外と言っているのかな、まず、直下型地震、これは、マグニチュード6以上の、例えば、耐震性で申しますと、今、6以下のものについては、昭和56年建設以前のものについては、耐震性の強化をしているところでございますから、しかし、いずれにしても、マグニチュード6以上の大震災が起きた場合においても倒壊等がこれはもう予想されるということが明らかな1点目でございます。

それから、2点目に常呂川の決壊が、どういうかたちで起きるかというのはわかりませんが、今、堤防を含めてずっと置戸の鹿の子沢から北見の常呂まで、河川の堤防が整備されておりますけれども、それがもし決壊した時に一体どうなるのか。

3点目は、それと関連して小河川、常呂川の水位が上昇するということは、小河川の樋門を閉めるということは予想されます。すなわち、常呂川の水位をより上に上げないためにも樋門を閉めるという措置が出てまいりますと逆に市街地区や、あるいは農地への逆流という問題がやはり起きてくる。これはもうあくまでも想定外ですけども、こんなことが実はうちの町では想定されるのではないのか。これらについては、また、るる答えていかなければなりませんけれども、例えば、居武士川でございます。これは今、居武士川を含めて道河川については、道とも相談しながら、随時、さまざまな防災を含めた河川整備を行っているところでございます。居武士川、大谷川、あるいは、オシマ川等々含めて、今やっているところでございますけれども、順次、川の幅を広げ、あるいは堆積した砂利をすくい上げるというようなことも含めて、未然にこうしたことを防ぐという努力をしているところでございます。ただ、私自身は具体的に詳細は知りませんが、あの居武士川は、あの橋のところから上流側に曲がっております。これは過去に地域の人たちが

まっすぐあったものを道議会議員等々に働きかけて居武士川の河川そのものが直角に曲がっているということがございますので、歴史的な経過を含めて、そういったことがもし水量が増してまっすぐ流れていくと、ある意味では、居武士川の氾濫ということが起こり得るのではないのか。そういった時に居武士小学校がひとつの避難所になっていますけども、水没ということは、私はあの河川では水没は1階まで、どんなにがんばっても1階までというところがございますから、これは2階に緊急の場合は避難するという、例えば高台に逃げると言っても、いろんなあの地形からいっても問題がありますから、居武士の小学校の2階に避難するということが一般的な状況ではないかなと思います。

そのほか、まだ、るるございますけども、ご質問のありました居武士川の氾濫、そして、居武士小学校の避難所の状況からいえば、現時点では、そういうことを考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきましたので、もう1点だけご質問をさせていただきます。

大谷川ではなくて居武士川ということで、私の思い違いでありました。訂正をさせていただきます。

居武士川が氾濫した時に水の量が小学校の1階までというようなことをお話になられましたけれども、あの周辺の方が小学校に避難されることが、今後想定されるとしたら、やはり避難にどのぐらいの時間がかかるのか、また、本当に避難場所として地域の方が安心して避難できるのかどうか、その辺ももう一度ご答弁をいただきたいのと小中河川がやはり樋門を閉じることによって逆流をはじめた時には相対的には例えば50年に一度の189ミリですか、その雨が降った時にどのような状態になるのか、今年の大雨で本当に危ないところまで水位が上がっていますので、そういうことも十分把握されて河川の整備に力を入れていただきたいと思います。その辺でお答えをいただきたいんですけども、時間が多分なくなるんじゃないかと思っておりますので、その辺、短くて結構ですから、ご答弁をいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つは、今年の秋の雨で福野方面、福野、弥生が水位が上昇して、その対応を私ども職員でやらせていただきました。まず、水量が上がるというのは、突然上がって突然逃げなきゃならないということは、まず今までの経過からして時間的な許容範囲がありますので、避難命令をいつの時点でというのは、私どもは即座に、大体、職員が巡回パトロールをしておりますので、危険水位になってからの部分、広報活動というのは、かなり緻密^{ちみつ}にやっていかなければならないと思いますので、その点で、1つは、居武士小学校の学校が果たして避難場所としてふさわしいのか、それから状況によっては、高台に逃げていただくということも含めて広報活動をやっていくということが基本的な考えではないかと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫

○1番（小林一甫君） わかりました。災害に向けては、前もっての準備等もかなり重要になってきますので、再検討を含めた中で、さらに住民の方が安心して避難できるように対応をしていただきたいと思います。

続きまして、今回、4日間、東北の震災の被害を受けられた、震災、津波も含めてですが、研修してきた中身について、若干、報告しながら質問をしていきたいと思います。

まず、今回は、三陸鉄道のお世話になって、各被災地をまわらせていただきましたけれども、まず、宮古市の田老地区におじゃまいたしまして、万里の長城と呼ばれておりました防潮堤がございます。高さは水面から10m、長さは1,350mという、本当に考えられないような大きな防潮堤でございました。住民の方も津波が来たといっても防潮堤の外からは見えない。まさか、この防潮堤を越えて波が来るとは、全然考えていなかったというようなことで、被害も本当に行った時には「うわー」というぐらいな気持ちでございました。説明の中でも、もうちょっと早く気が付けば逃げる人もいたんじゃないかなというようなことでありましたけれども、最終的には、そこまでは伝達できなかったということで、大きな被害を受けた地区でありました。また、防潮堤の中といいますか、外側と内側を結ぶ大きな扉がありまして、そこを閉めていれば被害もまだ少なくなったであろうというようなことを言っていましたけれども、そこも日頃手入れが行き届かなくて、錆びて動かなかったというようなこともありまして、被害がさらに大きくなったんじゃないかなというような、素人判断ですけれども、そう見とれたということでもあります。そういう何か先ほども言うておりますように、先入観があって、安心だ安心だと言っているうちに大きな被害に会うというようなことが、今後この異常気象の中で起こり得るんじゃないかな。他人事ではないというような判断で、この地区は、視察を終えたんでありますけれども、先入観というものは、本当に時と場合では、大きな被害を生むんだなというような感じを持ってまいりました。一つひとつ言っていけば時間がなくなると思うんですけど、次に、お伺いしたのは、釜石市であります。ここは、釜石の奇跡と言って、子どもたちが避難場所を目指して避難している途中に小学校なり、保育所なりがあって、その子どもたちと一緒に避難をしたというようなことで、全員が助かったというようなことでありました。しかしながら、せっかく避難場所に指定されたところまで行っても、そこでは足りなかったんですね。いつも避難訓練で避難場所として指定されているところが、さらにそこも津波が襲ったということでもあります。たまたま避難場所のところに1人のおばあさんがいて、今までの地震と違うから、さらに高いところに逃げたほうがいいよということで、中学生が小学生の手を引きながら高いところに逃げたということで、子どもたちは助かったということでもあります。しかしながら、数名の子どもが親が迎えに来て、ここも危ないから防災センターに逃げたほうが安心だよというようなことで連れて帰った子どもが皆さん亡くなったというようなことでありまして、やはりその時と場合できちんと先生がそういう対応も含めてやっていかなければならないのか。このことは、いかに平日頃の避難訓練と防災教育がいかに大事だと実感してきたところでございます。

後ほど教育長にも通告はしておりませんが、もう2点報告させていただいて、お伺いをいたしたいと思います。

次に、大槌町におじゃまいたしまして、被害を受けた庁舎の前で献花と手を合わせてきました。庁舎の前で対策本部の打合せをしていた町長、職員、町長含め40名が津波にのまれております。非常に残念な気持ちでいっぱいですが、現在、町長が変わって、町長にはお会いできませんでしたが、東京のほうに公用で出かけているということ

で、佐々木副町長が対応をしていただきました。忙しい中、本当に時間、1時間以上いたのかな、そのぐらい副町長も復旧に向けては力が入って説明も細にわたってしていただいたということでもあります。現状の状況と今後の再生計画を熱心に説明をしていただきました。復旧もかなり進んでおりましたけれども、新たに造成した土地には、果たして住民の方が戻ってきてくれるのかどうかというようなことも心配をされておられました。私どもが見た中では、本当にきれいに何も無いというようなかたちで災害の大きさをつくづく感じたところであります。

次に、石巻が最後の日だったのですけれども、その前の日に、午後におじゃまして被災地を見させていただきました。まだ、がれきの山が至るところに残っておりまして、見た中では一番復旧が遅れていたように感じました。私どもは、大川小学校の残っている被害を受けた校舎の前で手を合わせてきましたけれども、残念なことに行政がいろいろな部分で配慮があれば、こういう大きな被害がなかったのかなというような気がいたします。せっかく避難した場所が小高い丘ぐらいのところにありまして、それからちょっと行けば本当に山があつて十分避難場所として使えるというような、例えば、津波が15mあったとしても、その上に避難場所なり、避難通路を設けていれば子どもたちが十分助かった。本当に残念な気持ちであります。このことは、行政の責任が問われると思いますけれども、こういうことが起きないように、常日頃、災害訓練、防災教育などを進めていかなければならないんじゃないかなと思います。被害を最小限に止めるために、どうしなければならないのか、今、町長が考えているものがあれば、お伺いをいたしたいと思ひますし、教育長にも防災教育の面で何か考えることがあれば、あわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 防災教育の観点については、教育長のほうから答えていただきますけれども、石巻の大川小学校と釜石の子どもたちの違いは一体何だったのか。これはテレビでもずいぶん検証しておりますけれども、大体言われたとおりに学校の先生の言うことを聞いて、そして、やった石巻が悲しい事故になってしまった。だから今、逆に言うと釜石の動きに学ぶ、そういったとにかく高いところに逃げなさいという教育をこれは全国的に出てきているというのも状況でございますし、これは、1つは被災地の今回の東北大震災から学ぶという点では非常に意義あるものではないかなと思っております。

それから、防潮堤の問題が出てございました。宮古市の田老地区で言いますと防潮堤が1,350mで10mの高さの防潮堤、これを越える訳がないという、それが越えてしまった。このことによって、被害が非常に大きなものになった。あそこの地域を見ていただいたらおわかりだと思うのですが、これは大槌町も同じですけれども、リアス式でございまして、もうすぐそこに山並みになっている。そして、海岸沿いはほとんど平地で少しずつ上がっていつているという状況の中で、じゃあ1つは防潮堤を大槌町は防潮堤を14mの高さにするということではじまっています。1つは、その田老地区で言っている10mの津波を越えた、その想定外の14mまで上げることで本当に防げるかどうかというのは、非常にやはり賛否両論があります。

もう1つは、高台に住宅を移転するという問題でいきますとなかなか土地に対する愛着心もございまして、それから、バイヤーによる土地の買い占め等があつて、なかなか高台

の土地が手に入らないし、工事が進まないという現実の問題を大槌町の職員たちは悩んでいるようでございます。それは、とりもなおさず、現実のいろいろな問題と向き合いながら、町民のコンセンサスを得て、どういうかたちで災害復旧を持っていくかということの苦渋の選択をそれぞれの自治体がしているのではないかなというふうに思っています。

その点で言いますと私どもの町は幸いにして現時点では、もっとも災害の少ない平和な町でありますけども、日常的な学校教育における子どもたちの災害教育、それから、冒頭申し上げましたようになかなか当事者意識が高まらないという問題を持っていますので、来年は各地区ごとの避難訓練も含めて、現実には自分たちの町で災害が起きた時にどうしていくのかということをやより地域のものに、町民の皆さんのためにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、教訓的なことで申しますと、大槌町でいうと、やはり職員をあまりにも減らし過ぎた。その上に40名の人間が災害にあったということで、災害対応も遅れましたけども、災害後の復旧についても非常に遅れているということが教訓でございます。

ある意味では、財政の効率化や、あるいは無駄を省くということで、我々も努力していたところでございますけども、被災地を見る限りでは、マンパワーの不足というのが、私はどこの自治体に行っても大変おおございます。その点で言いますと、やはり必要な人数の職員の確保をきちんとしながら、よりきめ細かな住民対応を、避難対応を含めて職員がやはりできるような体制は維持していかなきゃならないし、これからもその点では私自身も努力していかなければならないというのが1つ。

もう1つです。これは石巻市の大川地区含めて、石巻市の復旧の格差があります。これは明らかに合併の弊害です。やはり消防団にしても、その地域に住んでいる人たちにしても、地域全体を把握しているという状況が非常に合併によって薄まれてきた。その点でいくとやはり石巻というのは、私の記憶では数町村と合併していると思いますので、こうしたことによって全体の把握とか、隅々までの把握が果たして行き届いているかという点でいくと、あの災害においての合併による弊害というのは、いろいろな報告書にも出てきていますので、その点では、議員が心配されたことも含めて我々がこの町の5,500人の町民の方の命と暮らし、安全を確保するというのをいつの時代も最大の優先課題として、これから私どものほうも努力していかなければならないというのが、今回の災害を通じた私自身の教訓でございますし、実行に移していかなければならないと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、小さな町の安全を重点的にということでありますので、ぜひ、今後もこういうことの対応につきましては、十分過ぎるぐらいな気持ちでお願いをしていただきたいと思います。

今これから、4点目に入りますけれども3点目の部分、教育長から答弁をもらわないで。

○議長（橋本憲治君） 教育長に質問しているところで、前段でもいただければと思って、今のほうがいいですか。

○1番（小林一甫君） 今のほうでお願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 災害はいつどこで発生するかもわからないものでございます。

先ほど町長の答弁で申し上げたように、災害の程度によっては、瞬時に逃げる、危険回避をしなければならないという判断をしなければならない場合や、時間的な余裕があつてその時の時間的な余裕の中で判断すべきこと、そのようにさまざまな状況が想定されるところです。それらの状況の的確な判断のためには、先ほど来、お話のある釜石の奇跡と言われる防災教育、すなわち自分たちの身は自分で守るなどの力を養っていかなければならないことが今求められているものだと思っております。

学校においては、東日本大震災以降におきましては、国や道の東日本大震災の中の検証を受けての資料などを活用しながら学校でも防災教育の推進など、それと地震や火災などの避難訓練など、日常的な災害を想定した訓練も実施しており、さらに今年は、北海道の事業所や学校などが一斉に大地震を想定した訓練に参加する北海道シェイクアウトというものがございますけど、これにも参加しながら、危険回避などの訓練を行っているところでございます。

しかし、本町では、災害も少なく、子どもや学校でも危機感が薄いのが現状でございます。今後とも子どもたち自身が回避する力を身に付ける防災教育の充実や、学校における災害体制の構築に向けて保護者や地域、さらには町とも連携を図りながら一層の防災教育の推進を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 災害が起こっても子どもたちが安全に避難できるような、そういう教育なり、体制を今後も続けていっていただきたいと思います。

4点目になりますけれども、最後に三陸鉄道の関係で若干ご報告させていただきたいと思います。

今回の研修につきましては、三陸鉄道に非常にお世話になって最後まで無事研修をすることができました。現在、三陸鉄道は、^{よしはま}吉浜から^{さかり}盛まで南リアス線ということで、21.6キロが開通しております。これも今年の5月に開通したばかりでございます。また、今復旧に向けて来年の4月には、釜石まで15キロの復旧に向けて現在がんばっているというところでございます。この三陸鉄道の支援につきましては、県に50億円のクエートからの支援があり、さらに、その中から三陸鉄道に5億円の支援があったということで、車両が3台、新しい車両が入っております。1億5千万円から1億7千万円ということで、非常に高額な金額ですけれども今、第三セクターとして、地域の住民のためにがんばっているというようところでございます。先ほど町長から3年間支援をしていくということでありましたけれども、このことから、クエートから50億円きたということは、過去にクエートに向けて、この県で何かの支援をしたということのお返しだということでもありますけれども、そういうような支援が人のためじゃなくて、最後には自分に返ってくるんだというようなことを考えた時には、本町も厳しい財政でありますけれども、被災地に対して、また長期にわたり支援は続けていくべきであると私は思いますけれども、再度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 十分その意味はわかっておりますけれども、お約束のとおり3年間継続して、町民1人当たり大体1千円を目途に見舞金としてお支払するというか、出すということでやってきましたので、現時点では、その変更を変えるつもりはあり

ません。と申しますのも、例えば、管内の市町村を見ても訓子府町以上に金額的なことを申しますと出している自治体はないということも含めて、1つのけじめというか、節目ということで今回について金額についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 町長が腹の中は本当に支援を続けていかなければならないとは思っておられると私も考えていますけれども、やはり3年間ということで、町長の判断の中で支援を過去2年してきたということもありますので、これ以上、強くは申しませんけれども、支援ができる部分があれば、本当に小さなことでも支援をしていただきたいと思いますと考えております。この吉浜^{よしはま}の部分につきましては、明治の三陸大津波の時に壊滅的な被害を受けて、それから町自体が全部高台に移ったということで、今回は被害がなくて、鉄道の始点になっておりますけれども、こういうような判断も過去にはあったということで、非常に三陸鉄道につきましては、本当に親近感といいますか、説明を受けてもなるほどという部分が数多くありました。先ほども申しましたように支援は人のためならずというようなことで、今後何かそういう場面で支援することがありましたら、ぜひお願いをしていきたいとお願いをするばかりであります。

以上で、1点目の質問は、終わらせていただきます。

次に、2点目につきまして、教育長にお伺いをいたしたいと思います。時間が10分ありますので、小学校の英語授業の進め方はどうなっているのかということであります。

文科省が進めようとしている教科化とは、具体的にはどういうものか、中身について、教育長にお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「文部科学省が進めようとしている小学校の英語教科化について」お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

小学校における英語の教科化については、教育委員会制度改革などの教育の提言を行う教育再生実行会議において本年5月28日にまとめた第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」の中で示されたものでございます。

この第三次提言で、国際的に活躍できる人材育成には、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育の充実が必要として、国は小学校の英語教育の抜本的拡充、具体的には「実施学年の早期化・指導時間増・教科化・専任教員配置等」について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討するとしております。

学校における「使える英語」の習得は、かねてから課題となっており、再生会議の提言は、その土台づくりを早い段階から進めることを狙いとし、現在の学習指導要領では、小学5、6年生で週1時間、年間35時間実施となっている「外国語活動」を教科に格上げた上で、授業時数を増やし、実施学年を4年生以下に引き下げること提唱しております。

本提言は、英語教育の底上げにより、グローバル社会に対応した人材育成が期待される一方、課題も多く指摘されております。

まず、現在の学習指導要領では「外国語はコミュニケーション能力の素地を養うための手段」としており、文法やスペルを教えるのではなく、伝えることを大切にしており、本町も含めて子どもたちは外国語活動を楽しんでいますが、「教科」として学ぶことによ

り、数字による評価や詰め込み教育による「英語ざらい」が助長されないか、危惧する声があります。

また、現在の小学校教師は、英語を教科として授業をする指導を受けておらず、再教育が必要であることや、教科書を一から策定しなければならないなどの課題もあり、すぐに「教科化」に対応することは難しい状況にあります。

現在、本町においては、各小学校5、6年生において週1回、外国語指導助手と担任が打ち合わせをし、文部科学省から配付された教材を中心に「外国語活動」を楽しく学んでいます。グローバル化する社会の中で、英語を「勉強するもの」としてだけでとらえず、人とつながる「ことば」であること、将来のコミュニケーションの可能性が広がることを子どもたちに伝えていくことが必要と考えております。

小学校における英語の教科化については、現在、文部科学省内の「英語教育に関する検討チーム」において、小・中・高を通じた英語教育のあり方について具体化の検討を進めており、それらの内容を見守っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきました。中身的には十分理解させていただきましたけれども、1点だけ伺いをいたします。先ほども答弁の中にありましたように、英語ざらいが増長されないか危惧する声もあるということでありまして、私も昔英語を勉強した中でも、さらにそういうことが出てくるのかなというような感じをもっております。楽しくというようなことでありますので、いろいろな教材を使いながら本当にAからはじまって教科書どおりじゃなくて、本当に例えば、犬を見たら英語で答えるというような、動画を交えながら勉強と言いますか、取り組んでいると思いますけれども、今後はさらに教科化されることによって難しい部分も出てくる可能性もありますけれども、これは学校、学校のやり方で自由にやっていいのか、また、統一された教科の中できちんとやっていかなければならないのか、最後にお伺いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、小学校段階での英語学習につきましては、外国語の違和感をなくすというのが一番大切だということで、そういうところを含めた英語ざらいをなくすためには、そういう教育が大事だということを感じているところでございます。

今、文部科学省内で検討されております英語の教科化が実際なった時に統一されたことで行われるんじゃないかというご質問でございますけど、内容がまだはっきりしてはございませんけど、教科となれば、学習指導要領に基づいた教科として学習することになると今のところ想定されているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 以上で終わります。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、西山由美子君の発言を許します。

3 番、西山由美子君。

○3 番（西山由美子君） 3 番、西山です。通告書に従いまして質問をいたします。

この町で老後を安心して暮らせるための施策について、町長に伺います。

菊池町政がスタートした平成19年は、私たちの町の人口は約5,800人、高齢人口も27%台でした。

しかし、7年目に入った現在では、人口は約5,400人、高齢人口は32.7%、さて、この先どんな時代が待っているのか。この町で老いても安心して暮らせるためには、どんな施策が必要なのか。住民が抱える不安や課題を解消するために、町長がこの7年間に住民と向き合ってきた数々の事業を通して、この先どのような施策を考えているのかお聞きします。

1 丁目、高齢者のための施設整備や福祉事業として、この先どのような計画を考えていますか。

2 丁目、増え続ける認知症高齢者の早期発見とオレンジプランに沿った在宅介護への支援をどのように考えていますか。

3 丁目、毎年、町長は町政執行方針の中で「安心して暮らせる『福祉優先の町』をつくれます」と主要施策に上げていますが、残りの任期で何を優先すべきと考えますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「この町で老後を安心して暮らせるための施策」について3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、人口減少、少子高齢化社会の到来は全国の自治体が直面する課題であり、北海道はもとより、道都札幌市においても平成27年からは人口減少が予想されているところであります。

本町の人口動態は、昭和30年のピークからおよそ60年間で半減している状況であり、議員が言われる近年の老年人口においても人口で87人、人口に占める比率で3.9パーセントの増加となっています。

こうした中ではありますが、私はこの町で安心して暮らすことができる環境をつくり、少しでも地域の人たちにゆとりと夢を持つことができるよう福祉政策や経済政策の実施に努めているところであります。

まず、1点目の「高齢者のための施設整備や福祉事業として、この先どのような計画を考えていますか」とのお尋ねでございますが、高齢者の定義には広いものがあり、一般には65歳以上の方を指していますが、75歳を境に前期高齢者、後期高齢者と定めているものであります。

また、地域には経済、生活、精神面で個人的に自立した方、病気や障がいを持ち、年齢を重ね心身が弱まった方や生活に困窮されている方など多種多様な生活実態があります。

この町で安心して暮らしていくためには、自立、自助、互助、近助、共助、公助の考えを基本に、まずは個人でできることは個人で行い、どうしてもできないことは家族、身内が手を差し伸べ、家族、身内ができないことは、友人、近隣住民が支援し、それでも無理

なこと、できないことは世代を超えて地域住民が支援し、それでも無理なことできないことを行政が支援していくことが大切と考えております。

そういった意味からは、高齢で虚弱な方に対して介護予防や日常生活を支援する介護保険サービス、安否確認も含めた配食サービスや移送サービスをはじめとした多くの在宅福祉サービスを実施してきているところでございます。

また、元気な高齢者の生活を支えるため、日常的な町内移動や近隣市町への移動の利便性を高めるタクシー、路線バス乗車に対する支援を平成23年度から行っているところであります。

一方では、高齢者施設整備として訓子府福祉会が運営する特別養護老人ホーム「静寿園」、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム「ケアハウスほなみ」の建設、修繕に対する支援を行ってきており、来年度は特別養護老人ホーム「静寿園」の増床等に対する支援を考えているところでございます。

いずれにしても、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らしていくために本人の自立、自助を尊重した中で生活状況にあわせた包括的な支援に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「増え続ける認知症高齢者の早期発見とオレンジプランに沿った在宅介護への支援をどのように考えていますか」とのお尋ねでございますが、厚生労働省の認知症施策検討プロジェクトチームが、平成24年6月18日にとりまとめた「今後の認知症施策の方向性について」及び、同年8月24日に公表した「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数の将来推計に基づきまして、同年9月6日に平成25年度から平成29年度における認知症施策推進5か年計画であります「オレンジプラン」を公表しております。

この「オレンジプラン」の内容につきましては、認知症の高齢者を早期に発見することで、少しでも早く適切な医療や介護のケアを開始し、住み慣れた地域でそのまま暮らし続けていけるよう、施設介護から在宅介護へと移行するための7つの視点に立って具体的な施策がまとめられております。

この計画の中にあります認知症高齢者の将来推計につきましては、平成22年の約280万人から、10年後の平成32年には、約410万人にも増加すると推計されております。

本町における認知症高齢者数につきましては、平成25年6月現在、介護認定を受けている248人のうち、認知症状がある方は219人で全体に占める割合が88.3%になっており、その内、日常生活に支障をきたすような症状が見られる方は174人で、全体に占める割合が70.2%となっておりますが、今後、高齢化が進むにつれて、認知症高齢者もますます増えることが想定されるところであります。

そのため、本町では、認知症高齢者の発見にも活用できる「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」を平成23年度と平成24年度に介護認定を受けていない65歳以上の高齢者1,529人を対象に実施しているところでございます。

この調査結果によりますと、回答者1,218人の内、「物忘れや判断力・理解力の衰えがみられ、日常生活に支障がある高齢者」に該当する方が336人で、全体に占める割合が27.6%となっており、その内、85歳以上の高齢者では対象者154人中、該当す

る方が60人で、その割合が39%という結果になっております。

この「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」に回答していただいた方には、今後の生活の参考にしていただくため、生活機能全般や運動、栄養、認知機能等について、コンピュータで統計的に処理した結果に基づくアドバイスを個別の結果表として、ご本人に郵送しており、特に、身体状況等が気になる方については、訪問により、必要によっては病院での受診勧奨や介護予防事業への参加、さらには、介護保険制度の利用へと、認知症機能低下の恐れのある方へのアプローチを行っているところでございます。

そのほか、町内会や実践会、老人クラブ等での健康相談等において、高齢者の方の健康状態や生活状況等を確認しながら、認知症高齢者の早期発見と早期対応に努めておりますが、増え続ける認知症高齢者を発見するためには行政の保健師だけでは限界がありますことから、ご家族や地域の方々等が認知症に対して関心を持っていただき、正しい知識を得た上で早い段階で認知症の可能性に気付くことが、早期発見、早期対応につながることから、認知症に関する各種学習会等を開催し、啓発活動を行っているところでございます。

また、在宅介護への支援につきましては、在宅でより良い生活を継続するために、状況や必要に応じて福祉や介護のサービスが利用できるよう、ご本人やご家族、ケアマネージャーなどの介護に関わる関係職種が連携し、訪問介護や通所介護などさまざまな支援に努めております。

そのほか、介護を行う家族に対する支援につきましては、認知症に対する正しい理解の啓発と認知症の方やその家族を温かく見守ることのできる地域づくりを目指した「認知症サポーター養成講座」の開催や、介護負担やストレス解消等の場として「介護家族を支えあう会」の実施、また、認知症等による徘徊などにより行方不明となった高齢者等を警察や、町内の事業者、福祉関係機関、介護サービス提供事業者等との連携により、早期発見・早期保護をするためのネットワークである「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」等に取り組んでおり、これらの支援は「オレンジプラン」に沿った内容にもなっておりますが、国等からまだプランの具体的な実施方法等が示されていないため、今後の動向等を見極めながら、関係機関等と連携して、既存の事業や取り組みのさらなる充実強化を図り、在宅介護を計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「町政執行方針の主要施策に掲げる『安心して暮らせる福祉優先の町をつくります』の残り任期で何を優先すべきと考えますか」とのお尋ねでございますが、私が就任以来掲げている主要施策のひとつであり、誰もが住み慣れた町で、安心して健康で暮らすことができる「やさしいまちづくり」と町ぐるみで町民生活の安全を守る地域をつくため、高齢者や障がい者福祉施策、社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会をはじめとする福祉活動団体への支援、医療、各種健診や防災、防犯対策などを実施してきているところであります。

しかしながら、毎年のように制度の変更や新しいニーズにより課題が出されているところであり、平成25年度においては、三次医療機関であります新北見赤十字病院改築工事への負担、生活に困窮されている方も安心して医療を受けられる福祉資金貸付制度の創設、防災資機材の備蓄整備などを新規で実施したところであります。

このような中ではありますが、来年度予算提案が2期目の仕上げとなり、現在、国で審議中である消費税引き上げと一体で行われるとされる社会保障制度改革の方向性を注視し

ながらも、多くの待機者を抱える訓子府福祉会で計画されている特別養護老人ホーム「静寿園」の増床と利用者の増加が予想されるデイサービスセンターの増築に対する支援を検討しているところであります。

理想とする姿は地域でつくりあげるものと考えていますが、今後も安心して健康で暮らすことができる「やさしいまちづくり」を進めてまいりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました３点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○３番（西山由美子君） それでは、項目に従いまして、何点か再質問したいと思います。

その前に、先日、私たちの町の老人クラブ連合会の役員の皆様、６人いらっしゃったんですが、私たちの委員会と懇談を行いました。その中で、さまざまなご意見、ご質問なども受け賜りましたので、今回の高齢者の対策にあわせて再質問の中に取り入れていきたいと思ひます。その役員の方々の意見の中で、今回、町長が言われていた私たちの町の唯一の特別養護老人ホーム「静寿園」の増床について、皆さんにとっても待ち望んでいた増床だということで、すぐご意見がありまして、１０床というお知らせをしましたところ、１０床じゃ足りない。ぜひ２０床ぐらいつくってほしい。そういう声が上がっておりました。それで静寿園は平成２年の建築で、ケアハウスは平成１０年ですが、年月が流れるとともに、やはり修繕費、改築費などが毎年のように上がってきておりますが、今後、私たちの町のこの静寿園がどこまで高齢化とともに増やしていくことが計画として可能なのかどうか、クラブ会員の人たちのご意見も踏まえまして、その辺をもう一度お聞きしたいと思ひます。

それから、２番目に声が多かったのは、私たちの町で町長の提案で行っております高齢者に対するハイヤー利用のサービス、それから路線バスの高齢者の利用支援、この２つは、とても人気の高いものです。その中で率直な意見として、年４８回の利用なんですね、ですから月４回使える訳ですから、往復で２枚使いますから、月２回の利用となります。制限されています。これをもっと増やしてほしい。そういう声が上がりました。平成２４年の登録者はハイヤーについては３０４人、延利用が１，８６５人ということです。路線バスのほうは、登録が３８１人で、延べが４，１３０人ということで、大変利用が多いということですが、今後において、もっと７５歳以上ですから、年々増えていく訳ですから、その辺、予算的に町として、どういう考えでいらっしゃるのか、２点目はそれを伺います。

あと、いろいろあったんですが、その中で、地域担当職員がいろいろな地域に２年おきに人が変わって、地域の方たちとのいろいろな交流を行っていますけれども、その中で、地域担当職員も一人暮らしの高齢者のお宅を年２回程度訪問を行っている。

それから、確か町長が高齢者のお宅をおじゃましますということで、お伺いすると思う、その２点の今までの実績と効果について、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 老人クラブの役員の皆さんが議会の皆さんと懇談をしたという中で、の３点でございます。

１つは、来年の２６年度、福祉会が１０床の個室を増床する。それから、ショートステ

イで2床でございます。それから、デイサービスのスペースを少し広くしながら、ある意味では、今、待機者70名の中で緊急に急がなきゃならない方たちが、およそ10人前後と想定しておりますので、現時点では、そこを乗り越えていきたいということが1つであります。しかし、我々の年代が、団塊の世代がこれからそういう介護度4とか5という施設入所ということが出てまいりますから、将来的にも施設介護がこのままでいいのかどうかというのが私は到底足りるものではないと思います。ただ、施設介護については、介護保険の保険料にもからんでくることでございますから、例えば、おそらく今回増床することによって、3,700円の介護保険料が少なくとも65歳以上の被保険者にとっては、4千円以上ということも想定されます。ですから、健常の方々の介護保険の負担と施設入所の待機者のバランスも含めながら考えていかなければならない。

もう1点、特徴的なのは、私も今回やってみて思う訳なんですけれども、公立のそういった施設に対しては、ほとんど補助金がない。ほとんどと言うより皆無。そういうことですから、今、福祉会がやる、その福祉会が建てようとするに対して、その建設等については、議員の皆さんのご理解をいただいて、全面的におよそ3億円近い金を町から支出して、その施設介護を充足していきたいというのが今の現状でございますし、これからについては、さらに具体的に検討をしていかなければならないのではないのかと思います。

2点目ですけれども、私もこの制度をやってみて非常に、かつてはデマンドタクシーを想像してやっていた訳ですけども、今、訓子府ハイヤーと締結してタクシーと、それからバスを、できるだけタクシーであれば基本料金のみで町内であればどこでも行ける。そして、バスであれば300円負担していただければ北見と置戸に行けるという制度をスタートして非常に好評を得ているということは、よく熟知しております。当面、今、私の任期はもう1年ございますから、少なくとも今の段階では、要望として75歳以上ではなくて70歳からにしてほしいというのがまず1つ、広げてほしい。それから、4回ではなくて8回ぐらいです。ただ使用にもばらつきがちょっとありますから、確かに言われるとおり枚数も多くて、そして、年齢も下げてほしいというのは、状況としてはわからないわけではない、しかし、免許を放棄する人、すなわち、訓子府町内において、運転免許を放棄する人というのは、大体75歳が一番多いということもあって、1つのやはり基準点を設けさせていただいたということと、それから、予算的な関係もあって月4枚というのが、とりあえずスタートしてみようということで、やっておりますけれども、これらについては、改めて私自身が3期目を担うということになりましたら、これらも含めて抜本的な検討が必要なのではないのか。少なくとも地域の皆さんには4年間だけはちょっと待ってくださいというお話をしているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目です。地域担当職員、年2回ぐらいはということで、それから、おじゃましますについては、もう時間がとれなくて、ほとんど実績ゼロと言ってもいいと思います。こっちは行きたい気持ちはたくさんあるんですけども、なかなか時間がとれないというのが本当のところですので、例えば、西山議員がお住まいの日出でいきますといつ来る、いつ来るというふうに言われているところで行けないというのが本当のところでございますから、本当は行きたい。何とか少しずつでも増やしていきたいというのが本当のところですので、鋭意これからも努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今のお答えで大体理解はできたのですが、最初町長がおじゃましますを自分が自ら行きますと言いましたけれども、やはりどこのリーダーでもお忙しい中で、それは不可能じゃないかなと私もひそかに思っただけなんですけれども、それよりも先日行いました日出ではじめて車座トークを行いましたけれども、今までのふるさと懇談会に比べると最初から皆さんで和やかな雰囲気ですという、そういう全体の中で、そういう行事を、事業をどんどん進めていったらいいかなと思います。

それから、私もこの7年間で、高齢化に対応するためのいろいろな質問を、似たような内容だったのですが、今まで7回、今回で7回目です。大体お答えも同じようなお答えをいただいているのですが、その中でちょっと振り返ってみますと平成20年9月の時に特に質問の中で北見地方の老人福祉施設の現状をお伺いしました。その時の答えとしては管内、特養老人ホームが28あって50床から100床で定員が1,595人、養護老人ホームが6つあって、定員が520人、軽費老人ホームが11あって定員が359人、合計で45施設で2,474人ということで、ほぼこの施設も100%満員だというお答えがあったのですが、今5年たちました。今、現況をもしおわかりならば教えていただきたいと思います。それから、もう1点、私たちの町の老人福祉費もかなり7年前から比べると予算的にも決算でも多くなっていて、いろいろなサービスを受ける委託料ですね。それも平成19年から見ると倍近くなっています。その数々のいろいろな福祉サービスの中に影の中でボランティアでそれを支えてくれている町民の方もいらっしゃる訳ですが、今、多分、社会福祉協議会の中でボランティアセンターというのを作っていると思いますが、現状、何人の登録がいて、どういう活動を行っているのか、簡単でよろしいので教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 数字の老人施設等についての現状、それから、ボランティアの現状について、今、課長が資料を取りに行っていますので、ちょっと時間をいただきたい。

それから、車座トーク、おじゃましますというのは、なかなか難しいんじゃないのか。ゼロと言ったけど、そうではないんですけど、実績、数字的にも今調べていますから、ただかつて青空町長室ですとか、いろいろなかたちで広聴活動をやってまいりました。大体固定化しているということもありますから、これは職員のアイディアも含めて1つのテーマを持って地域にでかけて気楽に話ができる雰囲気の中でやろうかということで日出をスタートしました。今月26日は末広町内会がはじまったり、新たなところが結構これから出てくるのではないかなと思いますので、西山議員の言われるとおりさらにその輪が広がるように努めてまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山議員、次の質問で回答をもらうということで。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいまの質問は、後ほどいただくことにしまして、2つ目の認知症に関して再質問させていただきます。

認知症に関しても私は平成24年、昨年9月にお伺いしました。先ほどの回答の中でずいぶん私たちの町も認知症の患者さんが増えているということに今さらながら驚いた訳ですけれども、その時にいただいた数字よりかなり増えております。そして日頃私も介護家族の中で参加させていただいて、保健師も実態をつかむのがとても大変なんだという声を

伺っております。それで、オレンジプランの中で私も何回も計画を読んでも、なかなか具体的な私たちの町では、そうしたらどうしたら認知症の患者さんや介護する人たちを支えられるんだろうかという、答えがなかなか出てこないんです。地域で見守ると言いましても、本当に今、個人主義でなかなか地域も町内会、実践会、会合に出てくる人も少なかったり、老人クラブの方々も会員そのものがものすごく高齢化して引き継ぐといえますか、次を担う若い、現会員からすると若いのでしょうか。60代、70代の方々がなかなか入会してくれないんだと。そこら辺が昔と違って、やはり個人的に自分たちの活動の場をいろいろなところに求めているという現状があります。それで今、訓子府町で先ほど回答の中にありました認知症サポーター養成講座、これはサポーター養成講座というのは、サポーターを受けた人が何をするかということではなくて、認知症がどういう病気、介護する人に対してどういう支援が必要かということを一一般の方にもたくさん広めるという、そういう意味合いのサポーター養成講座ですが、今までで、どのぐらいの人たちが受講しているのか教えてください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） ただいまの西山議員のほうから、どのぐらいサポーターの受講をされているかということでございますけども、全体で平成18年から始まりまして、平成24年まで、去年までの数字でございますが、全体で重複はありますけども、553人の方が受講されております。具体的には、19年に52人、平成20年に152人、平成21年では209人、平成22年で70人、平成23年で21人、平成24年で29人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 先ほど、施設の関係もお聞きになったかと思うんですけども、ちょっと今、調べていますので、お待ちいただきたいと思っておりますけども、その後にボランティアセンターの活動人数、状況のお尋ねがあったようでございますが、平成24年度の数字で申し上げます。ボランティアをやっていただくと登録されている個人の方が35人、団体が1団体ございます。それでボランティアをしていただきたいという申し出があった件数が18件、そのうちボランティアを派遣しているのが16件ということでございます。2件の差がありますけども、1件につきましては、申請の後に入院されて不要になった。もう1件につきましては、住居の清掃の関係なんですけど、すごく高い場所に対応ができない部分でお断りをさせてもらっている部分が1件あるそうでございます。その主な内容としましては、目の悪い方の外出支援、話し相手が1件ございます。それから、先ほどの高いところではないところの住居清掃の関係で5件、それから話し相手ということで7件、高齢者の介助とかたちで1件、あと高齢者のスポーツ大会の時に1件お手伝い、それから、はるるのボランティアとして1件、障がいの自主サークルでありますひまわりクラブに対しても1件、建設課のほうの苗ポットつくりのほうにも1件お手伝いをしております。この他にも訓高のボランティア部が、住宅の清掃のほうに先ほどの住居5件のうちの3件を訓子府高校のボランティアの方が対応していただいているという内容になっております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 最初のサポーター553人、多分これは年齢的に大人の方、すべて大人の方だと思うのですが、ぜひ、これは教育長のほうにお願いしたいと思うのは、これからの町を担っていく子どもたちに、幼稚園と言ったらちょっとあれですから、小学校高学年から中学校、高校生にこの認知症に関するサポーター養成をぜひ行っていたきたいというのは、私の母も今、徘徊真っ最中なんです、徘徊しているのと町内を散歩されている、こんなこと言ったら本当に申し訳ないのですが、明らかに違うんですが、でもそれを誰が発見して、危険な場合に誰がそれを通報するかというのは、年齢を問わず、たくさん人の目があつたほうが良いということが考えられるし、やはりいずれ人は子どもから大人になって、そして年老いていくという、その現実をやはり若い子どもたちにもぜひ知らせてほしいな。わかってほしいなということで、これからサポーター養成をぜひ子どもたちをお願いしたいということ。

それから、ボランティアなんです、これも偶然、私が仕事している中でお話を伺ったんですが、ボランティアをなさっている方たちは本当に人のために役に立ちたいという、その一心で多分登録されていると思うのです。でも実際やっている仕事は結構きついものがあったり、やっている方も年齢がだんだん年々高くなっていくということで、このボランティアチームというのをもっと各地域に下ろしていったらどうかなと思うのです。訓子府町の町全体でボランティアセンターを立ち上げるのではなくて、各地域ごとにボランティアという人たちを募って、そして、今のところ無償ですけども、もう少し、お手伝いした方に何かほんの気持ち、お金ではなくて、何ていうんだろう、ありますよね、町内の商品券でも何でもいいですけど、やはり感謝する気持ち程度のものは何か用意できないか。そして、そういうことで各地域でボランティアを募れば、そこの地域の人たちから要請があつたら、顔なじみですから、やっぱり快く応じることもできるし、その辺の地域ネットワークというのを、その辺からつくっていけば、訓子府町独自の何か見守りももっと町長がお忙しい中におじゃましますと歩きまわることも必要ですけども、それよりももっと地域の中で支えあう、いずれ自分たちもそうなるんだ、面倒を見てもらうということを経験するためにも、そういう組織をつくったらどうかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ボランティアセンターを立ち上げるというのは、私のマニフェストに最初に掲げたものでございました。実はなかなかこれは思いどおりにいかないというのが本当のところございまして、今やっと社会福祉協議会を中心にして福祉保健課長が申したように一定の実績と難度が高まってきているということもそうですけど、いろいろな要望に応じていけるという体制ができつつあります。今言われたように例えば地域ネットワークをさらにより広めていく必要があるのではないかなというのは、まったくそのとおりです。無償ボランティアが有償が本当にいいのかどうかという議論はありますけども、私は先般、農協の役員が来ましたので、行政も限界にきている、農協の各実践会ごとで、そういう高齢者問題を農協自身も受け止めていくという状況をつくることはできないか。これは、例えば、都市における高齢問題というのが私ども町よりもっと深刻であります。私どもの町は、まだいろいろなかたちで私が町長になってから、さまざまな地域的な努力や、いろいろな人たちの協力によって、地域の見守りや声かけやいろいろなことが出てきている。それをより具体的にしていくということは、医療と福祉と教育も含めてです

けども、そして地域の人々がひとつのかたちになりながら認知症を発見したり福祉的なケアもやっていけるという体制をひとつのマンパワーとして、どうやって実現していくかということが、私は課題解決の大事な要だと思っていますから、それを今、具体的に一つひとつやはり現実のものにしていく時期にもう入ってきているのではないのか、そのためには、東北等の農協組織でもよくありますように、農協の組織が特養を建てたりとか、あるいは、包括支援センターを設けたりとかということも現実にはたくさんありますから、だから地域で農家の奥さん方が例えばヘルパーの資格を持っている方がかなりおられます。こういった人たちも有効に活用しながら地域の一人暮らしや、あるいはご夫婦の高齢の方も含めて支援していく仕組みづくりというのは、これから必要になってくるのではないのか、だからその点でいくと、やっとそういった気運が出てきたということでございますので、この点については、ご理解をいただきたいと思いますが、緊急の、あるいは当面の課題として、私自身は受け止めたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 施設の入居状況の数がわかったみたいです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） すいません遅くなりました。先ほどの施設の入所の関係ですけれども、先ほど北見地方というふうに言われたかと思うんですけれども、オホーツク管内だと思われるんです先ほどの数字。同じようにオホーツク管内の数字を申し上げます。これは平成25年10月1日現在の数でございますが、特別養護老人ホームの施設数でございますが35施設、入所定員が1,890人です。それから、養護老人ホームですけれども、施設数が6施設、入所定員が500名です。それから、軽費老人ホームですけれども、施設数が12施設、入所定員が399名ということになっています。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ありがとうございます。この問題は、あまり時間がないのであれですけれども、今町長が言われた農協との協力、これはとてもいいことだと思うので、お金持ちの農協さんにもっともっとがんばっていただきたいと思います。それと3点目に私が本当は期待していたのは、私たちの町に一体今何が足りないのかと考えた時に、具体的な福祉施設がどうのというよりも、自分を含めて60歳以上の方が2,200人ぐらいいらっしゃるんですが、この町に町民が本当に前にも言ったんですが、気楽に寄れる場所がない。今回、今年から空き店舗が何件かあって、商工会からもそのことについての要望書が私たちの議会にもきていますが、お金をかけてドンと大きなそういう場所をつくるということは、多分これから町長言われたように補助金もないし、無理だろうから、やはりある建物を皆で工夫して、決して老人、老人といっても皆さん社会で活躍して知恵もあるし健康な方はまだまだパワーもありますので、やはり町民含めて、そういう自分たちの居場所づくり、もっと自由に行動ができる。制約のない、皆でふれあえるコミュニケーションがやはり足りない時代ですので、それが一番大切なことなので、町長が19年の町長当選の時に力を込めていらしたサロンづくり、これをぜひもう一度検討して具体的な案として出してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 65歳以上の方が気楽に寄れるというところでいきますと、例え

ば町内会連協が新得町を中心として行ってきた。うちの町と何が違うのか。それは住民が自ら住民の力でやろうとする人がいないということです、これがつらいところです。

それから、例えば、店舗、空き店舗が出ています。今、改装やいろいろな問題で商工会からも要望が出てきていますけども、そこは住居と併設しているというところがうちの町の。店舗を持っている人たちがそこに住んでおられる。その部分をどういうふうに活用するかという難しさが出ておりますので、この点では、商工会も改めて支援策の具体的なことを検討させてほしいということも商工会からも今出ておりますので、これらは具体的にしていきたい。さらにつめていきたいと思います。

それからサロンについても今も大事なことだというふうに思っていますので、これからも現実に向けて努力してまいりたいと思っています。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 積極的にやらない住民が悪いのかもしれませんが、でも違うと思うんです。本当は訓子府町にもたくさんやりたい方はいらっしゃるんじゃないかと私は思います。ただ、何て言うんだろう、とっかかりが見えないというか、この件に関しては、また後ほど再質問していきたいと思います。

今回の1つ目の質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします今後とも。

2つ目の教育長にご質問いたします。

本町の特別支援教育充実のためのより良い施策についてです。

菊池町政がスタートした平成19年度の4月から、学校教育法の一部改正により、特別支援教育が実施され、本町も「訓子府町特別支援連携協議会」を設置して必要とする支援員を配置しながら現在に至っています。今後に向けたより充実した支援教育のためにどのような考えがあるのかを教育長にお聞きします。

1つ目、子どもの障がいの早期発見と保護者への相談体制を充実させるためには、どのような方法を考えていますか。

2つ目、障がい児の放課後対策として児童センターへの受け入れ体制は十分ですか。また、学校も含めて今後の支援員の加配状況はどうなっていますか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「訓子府町の特別支援教育充実に向けた施策」について2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「子どもの障がいの早期発見と保護者への相談体制を充実させるための施策」についてのお尋ねですが、障がいのある子どもが個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における早期発見・早期療育への取り組みが重要であります。本町においての障がいの早期発見については、町で行っている1歳半、2歳、3歳での健康診断において、子どもの様子を観察しながら、保護者と保健師が面談し、障がいを含めて気になることについての相談を受けております。また、毎週月曜日を乳幼児の日として相談業務を行っているところです。

これら面談の中で、気になる子どもについては、保健師の訪問等による経過観察や必要に応じて医療機関への紹介、子ども総合発達支援センター「きらり」への見学通所につなげるなど対応するとともに、子育て支援センターや保育園などとも情報を共有して、小さな障がいも見逃さないよう目配りをし、さまざまな機会を通じて、関係機関と連携を図り

ながら必要な支援を行っているところでございます。

また、各施設におきましても、子育て支援センターでは月4回「子育てサロン」を、保育園では「子育てトーク」を、幼稚園では「子育て相談会」をそれぞれ月1回実施するなど、相談体制の充実に努めているところでです。

本町は、子育て支援センター、保育園、幼稚園、小中学校がすべて町立ということから、「学びの連続性」「支援の継続性」が特徴であり、強みとなっており、現在においても気になる子どもやケアをしなければならぬ事案について、乳幼児期から小中学校まで確実に情報が共有され、保育園、幼稚園入園時や小中学校に進学する際も、連携して対応するなど、乳幼児期から一貫した支援体制が構築されているところでです。

今後においても、教育委員会、福祉保健課、家庭、そして地域の皆さんと緊密な連携を図りながら、子どもたちを見守っていくことが重要と認識しておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目で「障がい児の放課後対策として、児童センターへの受け入れ体制と学校も含めた今後の支援員の加配状況」についてのお尋ねですが、児童センター「ゆめゆめ館」は本年4月1日にオープンして8カ月が経過しました。11月末までの開設日数は200日で、延べ人数で9,453名の利用があり、内訳として自由来館児童が3,732名、児童クラブ児童が5,721名の利用となっており、平日は50～60名、土曜日などの学校休業日には20～30名の児童が来館しており、毎日多くの子どもたちが来館し元気な笑顔を見せてくれております。

現在、児童センター指導員の体制につきましては、平日、4名を基本としており、来館児童数に応じて対応しているところでございます。

特別支援学級在級の児童は、現在、自由来館児童で4名、児童クラブ児童で2名が登録しており、児童センターの利用にあたっては、保護者からの希望をお聞きし保健師や小学校担任などからの情報をいただきながら、センター内指導員で情報の共有化を図り、それぞれの児童の特性にあわせた適切な対応を行っているところでです。

次に、支援員の配置状況については、現在、小学校においては、個々の能力に応じた支援などを強化するために、各小学校の教職員の他に、訓子府小学校に2名、居武士小学校に1名の町の特別支援教育支援員を配置しております。また、幼稚園では5名の支援を要する園児に対し3名の支援員を、保育園では2名の対象園児に対し、2名の保育補助員を配置し、指導体制などの充実に努めているところであります。

次年度においては、中学校において特別支援学級在籍生徒が4名増加し11名となることから、新たに町の特別支援教育支援員の配置なども検討しており、今後も障がいのある子どもたちに対しまして、きめ細かな支援など特別支援教育の充実に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきまして、お答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、回答いただきまして、本当に訓子府町は幼児から小学校、中学校まで障がいのあるお子さんに対する支援がすごく充実しているなということを感じました。来年度、小学校に入学する方のお母さんから、仕事をしているので児童センターに入れても大丈夫なんだろうかと心配の声があったものですから、お尋

ねしたのですが、先週、本当は行っていいかわからなかったんですが、前回の質問の時に教育長と管理課長にお願いして参観日に行っていていいですかということで、案内をいただきましたので、訓小、今日もあるんですけども、学年別だったので、高学年と1、2年生とそれと中学校も見させていただきました。ちょうど2日目の日に特別支援の子どもたちがもみじ商店というお店をつくって、自分たちで育てたじゃがいも、玉ねぎと、それから、ポップコーンと、それから、いろいろな手工芸品とか、たくさん30円とか50円ですが、自分たちで値札をつけて、そして、体育館の踊場の下のところでお母さんたちが、多分お客さんになってくれるだろうということで、皆して計算機を持ちながら、自分たちでお客さんに対応するというので、とても張り切っていました。その中で、1、2年生のお母さんたちが体育館から出てきて黙って見ていたんですが、ちょっとこれは残念だったな、これ現実なのかなと思うんですが、8割、9割ぐらいのお母さんたちは、そおっと出ていけました。中には、その高学年がいて、ちゃんとそういう仕組みがわかっている保護者の方たちは、子どもたちと向き合っているいろいろなものを買ってくれました。これが現実なのかなと思いながら見ていましたら、子どもたちは、とても明るく、多分さまざまな障がいを抱えていらっしゃるんですが、先生方とも楽しい授業をしていたように見えました。中学校のほうは、2年生がフットサルだったかな、サッカーみたいな、それをやっていて体育館で見させていただきました。その中にも発達障害のお子さんがいたんですが、皆ととても仲良くゲームしていたことを見まして安心しましたが、来年度も小学校、今、高学年が中学校に行きます。その中のお母さんが中学校は支援員がつかないので、自分の子どもは、やはり小学校においても、なかなか人との対応がうまくできなくて不登校になった時期もあったと、そういうことで、とても心配しているんですが、子どもはいくら障がいがあっても成長していきますから、長い目で見ていくしかないのかなということでお話ししたんですが、その辺、支援員の中学校の加配については、どういうお考えなのかということと、私たちの町で今、特別支援教諭、これは資格がいると思うのですが、それぞれどれぐらいの人数がいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 来年度の中学校の支援員の関係なんですけれども、確かに5名の今、小学校6年生の5名が中学校になるということで、先日、就学指導委員会なんかで、学級割りも大体決まったということになります。これについては、予算がかかわりますので、決定したことは言えないんですけども、教育委員会としては、支援員をつけるということで一応、予算を計上させていただきたいというふうに町のほうにはお願いするという予定で、なるべくケアできるような、どなたかよくわかっていますので、できるような体制をつくっていききたいというふうに思っています。

それと特別支援の免許の関係なのですが、これについては、実際やはりここら辺の細やかな教育というのは最近になったということがあって、結構最近の若い教員は持っている方が多いんですけども、以外と少ないんですね、例えば、訓小でいきましたら、1名ですか、免許を持っている方、特別支援教育の免許を持っている方が1名、訓中におきまして3名の方が持っているというような状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） そうですね、特に三障害のほかに発達障害に関しては本当にま

だ10年も満たないのかな、2005年に発達障害者の支援法というのが施行されて、本当に私たち身近なところに、そういう言葉とか、それから、どういう障がいなのかということが、身近で講演会とかで聞けるようになったのは、本当にこの何年間だったと思うので、現場の先生方もきっと混乱の中で、やはり一人ひとり対応しているのかなと思います。ここで今、発達障害について、私が説明しても多分言葉だけでもいろいろ呼び方がありますので、混乱してしまうと思うので、一番私が感じるのは、お母さん方とも話して、子どもが授かって、子どもを一番最初に育てるのは母親ですよね、一人目を育てる場合は、比較がないので、自分の子どもが障がいがあるなんて誰も思っていないし、どこがどう違うのかということが、なかなかわかりづらいんですね。そこで先ほど回答の中にありましたように、保健師とか、やはり健診の中で知ることが多分多いと思います。そして、年齢が少しずつ上がると子どもの行動範囲が広がっていきます。そうすると、要するに脳の中の伝達神経、脳の中の神経にいろいろなかたよりがあるとか、でこぼこがあるとか、いろいろな言い方がありますが、要するに心の問題であったり、親の育て方が悪くてそうなったのではないということをまず私たちが知らなければいけない。一番最初にやはり自分の夫から言われたり、それから、お姑さんに、両親から言われたり、一番身近な人たちから、あなたの育て方が悪いのよ、しつけが悪いのよ、これがお母さんたちにとっては、ものすごい衝撃なんですね。本当に自分が悪いんだと思ってしまって、もう命を絶とうと考えて悩んでしまうお母さんもいる訳です。ですから、まず、そこでお母さんを孤立させないということが行政のお仕事なのかなと思いますので、訓子府町は本当に私も現場を見てよかったのかなと思います。本当にただやはりまだまだ相談体制というのが学年が上がっていけば上がっていったで、また違う悩みがそこに入ってくるんですね。対人関係がうまくとれないとか、だから、そこら辺をやはり学校の中で、今言った教師の資格は、この間、聞いたんですが、普通の教員免許を持っていれば取ることができるそうです。いろいろ通信とか、だからそういう先生方をまず町として増やしていただきたい。そういう努力ができないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、先ほど課長がお答えした支援員の中学校の関係でございますけど、新たに今4人が増加して11人になるということで、町の特別支援員を新たに配置するという考えでありますけど、小学校に今2名配置しておりますので、その配置換えも含めて今検討しているということでご理解をまずいただきたい。

それと西山議員のお話の中で障がいの早期発見も含めて、体制的には非常にうちの町では乳幼児の健診から含めて、例えば、就園前の子育て支援センターができてから、そういう相談も多くなって、その辺での早期発見、また、身近である保育園、幼稚園の中でも発達段階に応じて障がいが出てくる場合もございますので、その中で、保育士なり、幼稚園教諭が常日頃から見守りながら、気付いた場合は、保護者とお話をさせていただきながら、療育につなげていくようなかたちで今、対応的には整っているということでございます。

また、教員の資格の関係でございますけど、確かに先ほど課長が申し上げたように、特別支援の資格を持っている教員は少のうございますけど、適正な配置の中で、それぞれが研修も行いながら専門性を高めてございますので、いわゆる通信教育でも取られることも

ございますけど、それらも研修等も含めて充実していくように、教育環境に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 時間がないので、これだけお伝えしなければいけないのですが、これは通告と関係ないので、教育長に後で町長にちょっと言ってください。先ほど、幸町線が計画が出ましたけれども、その近くに住んでいる障がいを持ったお子さんが、自分は信号がないと右左を見ても認知できないらしいんですよね、だから飛び出してしまうという、その自分の体質を知って、地図を書くのがとても得意なんですね、私に地図を書いて持ってきてくれまして、手押し信号をつけてほしいというお願いがありました。この中にちょっと余談ですが、道路が龍の道と書かれていましたので、議員活動も子どもさんにちゃんと伝わっているのかなと思いました。

すいません長くなりましたけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで、午後3時20分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

一般質問に入る前に、先ほど、西山議員の質疑に対して教育委員会の管理課長から答弁の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 申し訳ございません。先生の免許だったんですけど、先ほど校長先生に逆らって言ったのが、やはり間違っていました、すいません。

特殊ばかり見ていたんですけど、実は養学というのがありまして、正確に言いますと、もうちょっといます。訓小で4名の先生、居武士小学校で2名の先生、訓子府中学校で6名の先生方が免許を持っているということに訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（橋本憲治君） 次は、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。通告書に従いまして私の一般質問をはじめたいと思います。

大きくは2点ありますけれども、1点目、将来を見据えた町づくりについてであります。これは町長にお伺いをしたいと思います。

毎年、高齢化率が上がる一方で、自治体財政の見通しは厳しい状況が続くと思われます。近年は、農村地域においても高齢者世帯の増加が見られます。

将来に向けて高齢者の安全・安心が確保される生活環境の充実と子育て世代が住んでみたい町づくりを目指すことが、明るいまちづくりの基本になると思います。

高齢者ニーズ調査の意見などを踏まえ、さらに、子どもを育む体制の強化、産業の将来展望を含めた協議体制の設立が必要だと思います。町長の所信を伺いたいと思います。

1 点目は、第 5 次総合計画で、この対応は可能なのか。

2 点目、町長の町づくり構想について伺いたい。

3 点目、新しい町づくりにかかわるプロジェクトチームの立ち上げについて、どう考えているか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「将来を見据えた町づくりについて」3 点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の「第 5 次総合計画で対応可能か」についてであります。第 5 次訓子府町総合計画は、平成 19 年度から平成 28 年度を期間としたまちづくりの指針とその実現に向けた施策を示したものであり、その将来像を「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいの町」～子どもの歓声がひびくまちづくり～と定め、10 年間の施策の大綱である基本構想と基本的な施策を分野別に体系化した基本計画、基本計画の各施策を具体化するための 3 カ年の事業計画である実施計画で構成されています。

実施計画につきましては、毎年度 10 月に全課の町長ヒヤリングを行い社会経済情勢の変動や新たな施策などに対応するとともに、次年度予算編成の指針としています。

自治体の長期計画は、従前は地方自治法の規定により議会の議決により策定し、行政運営の指針、住民や諸団体のまちづくりの活動指針として位置付けられ、前計画との整合性や継続性に配慮しながら進めることになっています。

第 5 次総合計画は、子どもからお年寄りをはじめ町民各層からの意見を反映して策定したものであり、私が掲げる町民の総意によるまちづくり、町民にやさしいまちづくりの具現化に向けては、総合計画を基本に時代の変化や社会経済情勢を踏まえて、私の基本政策も溶け込ませた中で柔軟に推進していくべきと考えているところでございます。

次に、2 点目の「町長のまちづくり構想について」であります。大きくは町政執行方針でもお示ししている 7 つの政策を中心に町民総意で展開することで「訓子府の元気」や「町民にやさしいまちづくり」につながるものと確信しております。

少子化対策につきましては、少子化を自然現象としてとらえることではなくて、子どもの医療費無料化をはじめ、子育て環境を整備していくために子育て支援センターの開設、あるいは保育時間の延長や児童センター改築による放課後児童対策、幼稚園と保育園一体化による異年齢保育、または幼児教育を実現することで就学前の一貫した体制を構築することが子育て世代の住んでみたいまちづくりにつながると思っています。

一方、高齢化対策では、平成 23、24 年度に 65 歳以上の高齢者を対象に実施した「高齢者ニーズ調査」では、1,218 人、率にして 79.7 パーセントの方から回答が寄せられ、その結果を見ますと、今後の介護については複数回答ではありますが、介護保険サービスの利用や家族で介護してもらいながら自宅で生活したい方が 774 人、63.6 パーセントであり、自宅以外でも住み慣れた町で生活をしたい方が 176 人、14.4 パーセント、老人ホームや病院などの施設で生活したい方が 157 人、12.9 パーセント、その時になければわからない方も 648 人、53.2 パーセントとなっており、西山議員への答弁でも触れていますが、在宅福祉サービスの継続と充実が重要であり、ショートステイ、デイサービス施設の拡充や増床を計画している特別養護老人ホーム

「静寿園」への支援を考えているところであります。

アンケートで出されるすべての要望、要請には応えられないまでも、本人の自立、自助を尊重した中で生活状況にあわせた包括的な支援が、安全・安心が確保された生活環境の充実につながると考えているところであります。

また、少子高齢化社会を支える世代である生産年齢人口が今後急激に減少することが予測されています。そういう中では安定した産業の振興は重要なことであり、とりわけ本町の基幹産業である農業については、総事業約120億円で第4期農地整備事業が本格的に開始され、きたみらい農協などの関係機関と連携した中で支援していかなければならないと考えております。

さらに、TPPや減反政策の転換など農業情勢が大きく変化していることから、6次産業への取り組みなど町の経済基盤強化にも取り組んでまいります。

一方、数件の店舗が閉店した商業では、店舗の活用や商店街の活性化に向け商工会青年部を中心にさまざまな取り組みが検討されているところであり、商工会などの関係機関と連携しながら支援をしていくことが必要と考えているところであります。

私の掲げる町民総意で町民にやさしいまちづくりの目標に向け、歩は遅いと感じられるかもしれませんが、日々の課題を着実に解決しながら一步一步進んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に3点目の「新しい町づくりにかかわるプロジェクトチームの立ち上げについて」でございますが、1点目の総合計画の関連で触れさせていただいていますが、体系化された総合計画と組織において各施策が横断的に取り組むことが効率的な場合については、各課が連携し進めることが必要であり、大規模組織に見られるような縦割りなどの縄張り意識等もなく、小規模組織ならではの有利性を生かし柔軟に機能していると感じています。

特に、訓子府駅周辺整備事業では、企画財政課を中心に建設課、農林商工課の課長、係長、担当者で「くるねっぷ周辺環境整備推進会議」を組織し、農業交流センターを管理している者の立場、商工業界での活用方法、バス利用客の利便性向上や建設事業の補助要件などをあわせて協議されたものと思っております。

また、子育て支援センターをはじめ、児童センター「ゆめゆめ館」、さらに現在検討されている「仮称幼児センター」など施設建設においては計画から実施まで日常的に担当課を中心とした連携会議が設置されており、そういった意味からは、私が指示する新しいまちづくり施策を含め各課を横断する施策につきましては、連携した取り組みを進めているところでありますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、ご回答いただきましたけれども、さまざまな行政運営について、総合計画を起点にして展開しているということだと思います。しかし、第5次総合計画の中での将来像ですとか、基本目標ですとか、そういう中身を点検していきますと現状と相当かけ離れているという実態把握、また想定が見られるという点からしますと、例えば人口で28年度6千人を目標にし、65歳以上が30%という見方をしている。既に、先ほど西山議員の中でもありましたように32.7%の高齢化率ということも含め

まして、相当状況が変わっているというのが実態だと思います。そういう意味においては、この総合計画だけを起点にして、いろいろな想定をし、将来のまちづくりについて、検討していくということが、いかななものかというふうに考える訳であります。今、申し上げましたように、例えば、基本目標の中の消費生活の中では、詐欺の対応ですとか、情報提供、相談体制としてあげられていますけれども、今や生活必需品を確保するための足の確保ですとか、また、店舗の実態、街なかにおける商店街の実態等々も見ますと非常に課題が大きいのではないかというふうに思う訳であります。当然、私は将来のまちづくり、将来を見据えたまちづくりについては、この現状を踏まえて、これがどういう展開をしていくのかというところまでしっかり分析しながら、今、取り組む必要があるのだろうというふうに思う訳であります。その取り組みこそが、安全で安心した生活を担保するというふうに思う訳でありますけれども、住宅事情等も含めて、この辺について、再度、具体的な考えがあればお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私自身も平成19年からはじまった第5次訓子府町総合計画は、現状の状況とかなり違ってきているということは認めざるを得ないというのは、率直なところであります。ただ、この計画そのものは、ある意味では人口もかなり、いつの計画もそうですけれども、甘くとらえているというのは率直なところですから、これが事実かどうかというのは、ちょっと計画の持ち方そのもの自体が、この計画の意味から言って致し方ないという現実があるということも、これはご理解をいただかなければならないと思います。その点でいくと私自身がある意味ではマニフェストに、4年に1回ごとに政策的な見直しを、その時期の課題について、マニフェストを掲げております。これは7項目の元気なまちづくりの指針の中でもかなり変化に変えてきているということをどういうふうにして、この基本計画と町長の政策等をどういうふうにして整合性を持たせていくのかというのが1つ、それから、もう1点は、この総合計画は平成19年度からスタートするものですけれども、先ほど私のほうで回答申し上げましたように、必ず毎年大体10月前後に全部の項目について、新たな課題、それから、今までのやってきたことでの見直し等々も含めて、毎年やっていることでございますので、その点では、この表から発展した実施計画や、あるいは政策、あるいはその時の課題を取り入れながら現実的に予算的なことも対応しているということで、ご理解いただきたい。ですから、今の時点で、今こそこういったまちづくり基本計画の作成等々が必要なんではないのかという点では、私は平成28年度までで、この計画は終わりますので、今の状況では、平成28年度から立ち上げることになるであろう、この次の第6次の中でそういったことをやっていかなければならないだろうなというふうに考えているところでございます。

ただ蛇足でありますけれども、地方自治法等の改正によって、この総合計画の義務化がなくなってきましたので、やるかやらないかは町村の判断になっています。

それから、近隣のを見ていますと、これは長期計画で10年を長期計画というふうにしています大体、5年を中期というとりえ方ですけども、14年とか15年なのが今出てきていますので、考えていきますと私は基本的には、10年を踏襲しながら第6次の総合計画にむけてスタートをきらなければならないということが状況だと思っています。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 本来は今、町長から回答いただいた部分についても一歩、二歩踏み込みながら、議論をしていきたい訳でありますけれども、時間が全体で1時間という限定がございます。そういう意味では、あまり入り込めないのかなというふうに考えているところであります。本当は広くいろいろな議論を今言いましたようにしていかなければならないことでもありますけれども、時間の関係から限定的に進めていきたいと思っております。今2番目の町長の構想についてのことも含めた町長の考えを示していただきました。そういう意味では、1、2点をまとめてやり取りをしていきたいというふうに思います。

回答にありましたように、幼児教育等も含めて福祉政策等々、それなりに前を向いてと言いますか、踏み込んだ対応をし、充実をしてきているというふうに認めるところでありますけれども、先ほど前段に言いましたように状況変化非常に大きいという中では、今の状況で良しということにはならないだろう。例えば、住宅にしましても、町営住宅の整備については、ある意味では改修し、さらに長寿命化という歩みの中で実態に合わせた改修を行っているというふうに認めるところでありますけれども、高齢者の増加の中で、この住宅政策で本当にいいのかという疑問を持つところであります。たまたま、私ども議員が研修の中で、ある意味では、町の予算を使いながら研修してまいりました釧路町の遠矢地区の住宅事情と言いますか、住宅に対する取り組みについて見て来た訳であります。これについては、かねて私の記憶が間違っていなければ、町長が世代を超えた同居する住宅構想みたいのを口にしたことがあったのではないかというふうに思う訳であります。その中で、いろいろなやり取りの中で、財政上の問題からコンパクトなまち、住居を含めた体制づくりというのも考えなければならないということを耳にしたように記憶してございます。そういう意味でいきますと当然、前段で申し上げましたように農村地域における高齢化世帯の増、非常に交通の便等々についても問題がある。前段の議員の質問の中にもありましたけれども、高齢者にとって足の確保というのが、非常に大きな課題になっているという実態、そういう声が強いということも含め、また、春に行いました議員報告会における住宅事情の課題提案等々も住民の中からございました。それらも含めると、今ここで、例えば、1、2年で事が解決するというようなことではないというふうに思いますので、将来的な方向付けをきちんとしていく。例えば、高齢者の非常に交通の便が悪い、そういう状況ですとか、戸建ての住宅では、とても管理しきれない、そういう人たちが自分の経済力にあった中で、集合住宅と言いますか、町営の公営の住宅の中で生活ができるような体制づくりというのを考えていく必要があるだろう。そのことは、道路整備等、管理等も含めて、ある意味では、一方で財政の軽減化というところにもつながっていくだろうというふうに思う訳であります。先ほど申し上げましたように釧路の遠矢地区の住宅の関係でありますけれども、この関係で説明を受けた中では、公営住宅を建てる、遠矢団地、ピュア遠矢ということでもありますけれども、5、6年の時間をかけて、いろいろな協議をしながら住民総意と言いますか、庁舎内の職員の発想も含めて、それが十分生かされた地域住民が納得した中での住宅建設というところに踏み込んだという説明を受けました。1つ言えるのは、先ほども言いましたように、1、2年で方向付けはできると、いやそんなものでなくして、本当に例えば総合計画が10年単位というような中でつくられているということと考えますと、それにあう構想がきちんと打ち立てられているということが必要だと思いますけれども、そういう取り組みについての考えはないのか、それについてお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これが第5期の総合計画、もうすでにお読みになっていると思うんですけども、この時に例えば福祉サービスの充実で福祉施設の充実のことを1つの高齢者福祉にあげています。例えば、特別養護老人ホームとの施設整備の支援に努めます。施設整備の支援に努めるということについては、大まかには包括的な政策なんですけれども、これはあくまでも修繕やそういったことを構想してのこれはタイトルだと。しかしこれじゃだめだということで、西山議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、ショートステイ、そして、個室の増床をしていかなければならない。時代的に例えば9床の独立した施設の検討もさせていただきましたけれども、なかなか法人として、それでは採算性がいかないということで、最終的に今の来年度、ご理解をいただいて進めるであろう個室化の10床の現実的に町で支援して進めていくという中身が変わってきていますから、その点で言うと、この19年度からスタートしたこの総合計画も今それから7年をたってみた経過の中ではこれだけでは対応しきれないということは、議員のご指摘のとおりで、その都度、私どもの政策や、その都度、実施計画に基づいたローリングの中で、こういったことを具体的にしているということも現実にご理解をいただきたい。それから、例えば町内会連協からこういう要望が出てきている訳です。今、長寿会館の建て替えをしてほしい。持ち金が180万円あります。かつては、町内会がある有志の方が寄付されて、それを管理するということも含めて町内会連協があそこをつくっているのです。180万円は取り壊しに使う費用だということでございます。実態として、あそこは中央老人クラブを含めて、気楽に立ち寄れて高齢者が自由にそこで交流できるものが必要なんだという町内会連協の要望であります。私は、こういう回答をさせていただきました。私の2期目はできません。これは、この次の早い段階で改めてまた計画をさせていただきます。検討させていただくということです。これは町が直接やるのか、あるいは民間の人をお願いするのかということも含めてということの意味で、そういう回答をさせていただきますけれども、いつもお話をさせていただいておりますように、来年、特養、その次が、幼保一体化の施設、その次が、スポーツセンターの耐震補強、そして、図書館も含めていきますとさらに農業の基盤整備等々を含めていくと金が非常に財源的に厳しい。その中で「わかりましたすぐやります」ということが、なかなか言えない苦しみがあります。それで、今、釧路町のコレクティブハウジングの話をしていただきました。私も例えば1階を高齢者の生活する住空間にする。それから2階を町営住宅にして若い人と高齢の交流、それから、高齢者方々が地域の集会所で常駐の例えばヘルパーや、いろいろな日常生活指導をしていただけるような、ある意味でのヨーロッパ型のそういう年寄りの住宅施策が必要なのではないか。それはハウジング構想という話をさせていただきました。ハウジング構想は、まったくやりたいし、やらなきゃいけないと今思っています。今うちの町営住宅は住み替えです。例えば、末広も今、建っていますけども、ほとんどは今入っている人たちが老朽化した施設に引き続き新しい施設に移ってくださいという考え方ですから、これを私が示しているハウジングやそういったことをどういうふうにして中にぶちこんでいくのか。これは例えば、末広の住宅の建設は前倒しでどんどん進めています。ですから、この次は幸栄団地です。幸栄団地の構想を従来型の構想ではなくて、ハウジングなんかも含めた高齢者がある意味では触れ合ったり、あるいは交流したり、さまざまな学習機会ができるよ

うな施設をどういうかたちで盛り込んでいくかというのは、次の私は考え方として求められていると思っておりますので、それは、そう遠くない時期に現実の具体化をしていくことを急がなければならないというのが今の到達しているところであります。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 次の問題もありますから、あまり長くやり取りできませんけれども、今、町長がコレクティブハウジングの関係について、積極的な前向きな方向を示されました。私は確かに先ほどの前段の回答の中で各課連携しながらいろいろなことに取り組んでいるという発言がありました。庁舎内の連携はそんなこと当たり前のことでありまして、とれないほうがおかしいんで、とれなければ改善すればいいとさえ思うところであります。私がプロジェクトチームをつくったらどうかと言うのは、先ほどから町長が口にしております町民総意、コンセンサスをどうするのかということも踏まえた時に、一般の町民も含めたいろいろな声を聞き取っていく。今まちづくり推進会議なるものがありますけれども、それとはまた一步方向性の違う意味合いを持った、そういう状況をつくり上げていく。そのことは例えば、3期目町長が菊池なのか誰なのかと言われたら、これはわかりません。でもそれとは別に今、訓子府町の行政として、1つの方向を検討していく、方向を定めていくというような意味では、別に任期が何年残っているというレベルの問題じゃないだろうというふうに思う訳であります。そういう意味では、遅れずしてできるだけ早い時期にこのプロジェクトチームを立ち上げながら十分な町民との連携をとっていく。当然、世代間の価値観の差等々もしっかり埋めながら時間をかけていく。先ほども申し上げましたように、遠矢団地の関係では、5、6年という時間をかけて1つの方向が定められて動き出したということでもあります。半端な、先ほど町長が申しましたように、そんな少ない額で済むことではありません。1棟これでいきますと住宅だけで3億5千万円から4億円という数字であります。さらに、そのいろいろな施設を加えるとそれはそれは10億円というような金額にもなろうかと思えますけれども、そんなこんなも含めて、やはり目指すところをきちんと持つというところに全力を傾けていただきたいということに対する町長の思いがありましたら一言伺って次に移りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も総合計画にかかわってきた1人として、第何期からか、かなりやっていますけど、ものすごい労力とものすごい時間を要します。これは各課からあれしたり、住民アンケートをとる、懇談会をやる、そして、いろいろな形で住民参画の中で、トータルとしての町の政策について、皆で議論し、10年計画をつくり上げていくということですから、これを今のすぐの状況の中で、そういった町の将来等々について、全分野におけるうんぬんということについては、私は現実的に今は難しいというのは率直なところです。それは28年度の計画に向けて始動するというのが開基120年がちょうど平成28年ですから、新たに120年以降のまちづくりをどうあるべきかということのプロジェクトをこれはつくっていききたいというのが1点です。

それから、もう1つは、町の将来は自分たちで決めると言いながら当面の課題を今進めているまちづくり推進会議をさらにさらに発展させていっていききたいというのが2点目です。

それからもう1点は、療育別の例えば「ゆめゆめ館」にしても、それから今やるである

う幼保一体化施設につきましても、職員間の議論は当たり前の縦割りではなくて連携は当たり前だといいいながら、なかなか難しかった。今はそれが日常的になってきた。それにどうやって地域の人や保育者だけでなく、親たちも参加させながら最終的なものを練り上げるかということをこれから私はやっていかなきゃならない。もちろん「ゆめゆめ館」でもわずかですけども、やってきた経緯はありますので、それらをトータルとして、町の課題等について、3年後の総合計画のスタートに持っていきたいというふうに考えているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） いずれにしても大きな課題の1つかと思いますけれども、ぜひ一歩、二歩、半歩でも前に進められるような努力をしていただきたいものだというふうに期待をしたいと思います。

では、次の2点目であります。

自然災害対策についてであります。本日の1問目で先輩議員からありましたけれども、少々視点を変えながら質問をしていきたいと思います。

昨今、国内はもとより世界的に想定外の自然災害が頻発しております。訓子府町は自然災害が少ない地域との認識が一般的であります。

しかし、災害の発生は予測不可能です。11月、議員の自主研修で3.11の震災を受けた岩手・宮城両県の現地視察を行いました。自然エネルギーの大きさは人間の力で制することができないと痛感いたしました。

議員はもちろん職員においても現実を直視する中で、町としての対策を見直す必要があると思います。また、11月18日のまちづくり推進会議において、委員発言を受け、アドバイザーの河合教授によりご示唆をいただいたところであります。

これらを踏まえて町長の考えを伺いたいと思います。

1点目は、町の自然災害対策の実情と課題についてであります。

2点目として、町民の災害遭遇時の対応と被災回避意識の高揚施策についてであります。

3点目は、町民の命を守る自治体としての取り組みについて。

この3点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「自然災害対策」について、3点にわたりお尋ねがございましたので、お答えします。

1点目に「町の災害対策の実情と課題」についてのお尋ねがありました。

町の災害対策に関しましては、町の防災会議が作成する地域防災計画を基本に、総合計画とも連動させて、その実施、推進を図っているところです。

具体的には、予防・応急・復旧などのための河川改修、道路整備、耐震化対策、農業基盤整備などのハード的な対策、防災教育・防災思想の普及、訓練、緊急物資の備蓄、防災無線機器類の点検、風水害時の初動パトロールや災害発生予想段階からの待機体制の確立、災害時応援協定の締結などソフト面での対策を実施しているところでございます。

課題としましては、災害対策だけに限らず、限られた財源の中で対策を進めることには限界があるということでもあります。具体的には、大きな災害が発生した場合に現在の職員体制で対応可能なのか、防災・減災を目的とした施設整備においてもすべてを整備するこ

とが困難な状況となっております。

また、ご質問にもございましたが、本町は、命を脅かす自然災害の経験が極めて少なく、東日本大震災以降、災害に対する意識は多少あがったとはいえ、危機意識にまだまだ温度差があるのではないかと思います。

このことは、災害対策に関する広報や防災訓練などを実施しても個人あるいは地域の自主的な活動へ発展しにくいといった課題もあると考えているところでございます。

2点目に「町民の災害遭遇時の対応と被災回避意識の高揚施策」について、お尋ねがありました。

災害にあった場合、まず何よりも優先すべきは、自分の命であり、第一義的には、自分の命は自分で守るという意識をもって行動することが求められます。

その際、重要なのは平時の備えと有事の行動力であります。

災害が起きた時に必要な物資を揃えておく、家族との連絡方法はどうするのか、自宅で避難するのか、あるいは避難所へ避難するのかなど、災害にどう立ち向かうかを考え、いざ災害が起きた時は、平時の備えを生かして速やかに行動することが大切であります。

また、災害の程度や種類にもよりますが、ゆとりがある場合は、隣近所の方たちが避難にとまどっていないか、自宅での避難生活で困っていることはないかといった気遣いの心をもって助け合うことも大切ではないかと考えます。

被災回避意識の高揚に向けては、災害は他人事ではなく、いつ自分の身に降りかかるかわからない、身近で起こり得るものであるという危機意識を日頃からもっていただくことが重要であります。

そのためには、防災普及活動や防災訓練への積極的な参加促進、小さな子どもの段階からの防災教育の実践など、これまでの取り組みを継続していくことはもちろん重要ですが、家庭や地域、職場など、身近なところで主体性をもって災害に関する意識を高める取り組みも必要と考えております。

例えば、災害に関する映像をとおして災害の恐ろしさや避難行動をはじめ、さまざまなことを学ぶ災害学習会の開催や町・その他関係者の協力も得ながら地域独自での避難訓練の実施などを地域行事に取り入れるなど、さまざまな取り組みをとおして防災意識の高揚を図り、自主防災組織の立ち上げなど、地域が主体となった活動の展開を積極的に支援してまいりたいと考えているところであります。

このことは、行政主導では得られない効果があると同時に、災害対策をとおして地域力の向上にもつながるものであり、既存の助成制度も活用しながら、被災回避意識の高揚などに取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目に「町民の命を守る自治体としての取り組み」についてのお尋ねがありました。

自然災害において、町民の生命と財産を守るための陣頭指揮をとるのは、町長としての努めであり、その基本的な考え方は変わっておりません。

現行の行政運営体制の中で、職員間の連携や各種訓練の充実を図るほか、町内外の関係機関だけでなく、各種団体との連携もこれまで以上に図り、災害発生予想段階から情報の入手に努め、災害発生時における体制強化や迅速かつ的確な対応など、「公助」としてできる限りの対策を講じ、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

また、行政はもちろん住民、地域、事業所など、それぞれが危機意識を持ち、災害時に

おける行動内容も共有し合いながら、町全体で災害対応能力を高め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

以上、お尋ねのありました３点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎会議時間延長の議決

○議長（橋本憲治君） 皆さんにお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することは可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思います。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 引き続き、一般質問をお願いします。

上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） できれば時間を止めていただきたいと思います。

それでは、ご回答いただいた点について、再質問を行いたいと思います。

自然災害対策の実情と課題についてということで、どちらかと言えば前段でもありましたように水害の関係が起点になって、いろいろな問題提起が行われているということかと思えます。しかし、ある意味では、この日本の特殊な地理状況の中で、最近は頻繁にと言いますか、あちこちで竜巻が起きたり、また、冬に台風並みの暴風等々が起きているという実態であります。言ってみますと３月には９人が死亡するような暴風雪の被害がありました。これらも考えてみますと本当にうちの町でそういう災害を想定した対策がきちんとなされているのかという疑問を持つところであります。どちらかとすれば、先ほども申し上げましたように洪水ハザードマップを中心にした対策が中心になっていないか。例えばそこに、それらの点に絞っても前段で申し上げましたように、河合教授から指摘がありましたように地域の住民の声を十分に生かした対策づくりが必要だと。それなくして防災はあり得ないというようなご示唆がありました。これらについて、やはりきちんと取り組んでいく必要があるだろうと思えますし、それらから見た、今のうちの町の自然災害対策の課題というのがもっといろいろとあるのではないかというふうに思う訳ですけれども、この辺について、もし何かあればお答えをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 災害につきましては、洪水だけにとどまらず、暴風雪、あるいは最近では置戸町での停電など発生したというようなことで、何が起るかわからない状況の中で、先日まちづくり推進会議の中で河合教授のほうから、地域でまず危険個所等をまずおさえながら、それらを皆で共有していくというような貴重なお話もいただきました。まさにそのことは非常に大切なことではないかというふうに考えております。先ほど小林議員のところでもちょっと触れておりましたけれども、やはり避難所なんかにつきま

しても大分もう指定してから相当時間がたっているというようなこともありますので、そういった管理者の方との連絡を取り合うだとか、その際に、そういう地域でのこういうところが危険だとかというような情報の共有もしあうというようなことで、先日の河合教授のお話も参考にさせていただきながら、この後そういった、ただいま、ご質問にありましたように防災意識等も高めるような取り組みにつなげていきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ある意味では、今まで事務的な例えば行政担当者の中でのさまざまな情報分析、データ分析の中で一定の体制が組まれてきたんだろうということが見えてきました。ぜひ今、回答ありましたように地域の、実際に住んでいる人たちのいろいろな思いですとか経験、それらを含めて実態にあったと言いますか、生きる防災対策というものをつくっていただきたいというふうに思います。

一番先ほどからの町長の回答の中にもありましたけれども、危機意識の問題、これがあある意味では命にかかわると言いますか、生死を分ける大きなポイントになってくるのではないかというふうに私は思っております。どんな災害が目の前に迫るかわからないという中で危機感をどう持てるのか、ある意味では、行政側から言えば町民にそういう危機感をきちんと認識してもらおうという取り組み、対策が極めて大事だというふうに思う訳であります。

先ほども申し上げましたけれども、竜巻もそうでありますけれども、これからはじまります冬に向けて暴雪による災害被害というのが大きな課題になってこようかと思います。今夜から明日にかけても相当強い風が吹く、荒れるというような発表もあります。ぜひ、こういうものに対する住民への意識高揚について、具体的にこういう取り組みをという考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 防災意識を高めるという点で言いますと、やはり身近にそういう災害ですとか、防災というものを感じとりながら知識を学ぶというようなことを進めていかなければならないと思いますが、今の一般質問の回答の中でもお答えしましたけれども、その中でも防災訓練ですか、そういうものを例えば2年に1回、総合防災訓練というかたちで関係機関と一緒に一体的にやっていたんですが、26年度でちょっと構想を練っているのは、実際に地域の会館ですとか、あるいは学校、どこになるかまだ施設等も特定しておりませんが、実際に避難、地域の方たちに避難してもらって、例えば停電だったら停電というもののの中で生活を体験してもらおうというような、そういう実践的な訓練と言いますか、そういったものを今想定しております。そういったものをおして身近に防災というものを感じていただくというようなことも考えております。それから、できればこれから地域等にも働きかけをするなりして、地域の方たちが主体的と言いますか、そういう避難訓練等もやるのであれば、そういったものを支援していくようなかたちも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 一番最初に町長が職員体制の中で現状の職員体制の中で対応は可能かというような疑問を投げかけておりました。そこでいったいうちの町の防災に対する対応、担当の体制はどうなっているのか、その辺について、お聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 体制的には、地域防災計画の中に最終的には非常に大きな災害等があれば災害対策本部を設置するということになります。その前に非常招集というように、例えば、地震であれば震度4、これが出ますと総務課、建設課、農林商工課長がまず集まって総務系の対策本部、それから土木対策部員、産業対策部員というようなことで、招集をかけることになっております。震度5以上になれば全職員招集というかたちになります。

それから、気象に関しましては、警報が出た段階で総務課、建設課、それから防災担当者、総務課、建設課につきましては、各課長が集まって、それに防災担当者を加えまして、あと状況を見ながら初動体制パトロール班という班をつくりまして、現地をパトロールする。現地の情報を入手してくるというような体制をとっております。

それから、大雪、暴風雪につきましても警報が出れば、まずは、総務課、建設課、防災担当者が待機するというような体制をとっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 我々が先般、研修を行った中で、当然、町長が何度も何度も説明しておりますけれども、大槌町のその防災対策の打合せの中で40人の職員を失ってしまったというようなことがございます。うちの地域にはないだろうというふうに思うことが問題だという指摘がございますけれども、もし、そういうことがあった時に、例えば指揮命令系統はどうなるのか。今回の研修の中でも実際に消防長が現場指揮官として動いたという方の話を聞かされました。非常に現場で指揮をとるということが、どれだけ過酷なことかということを実感した訳であります。そういう意味では、指揮命令系統がきちんとしている。なおかつ、最低、議員の中ではそういう体制が認識されているということが必要だと思えます。職員に何かあった時に議長自らがそういう体制に支援をできるような、そういうことも必要ではないかというふうに思う訳であります。今月の地方議会人という雑誌の中に防災強化は、はじめに人ありきだというふうに書いてあります。危機感の周知役割というのが大事だというふうに書いてありました。そういう意味では、うちの町もいつあるかわからないものに対する対応というんでなくて、明日あるかもしれない、そういう災害に対する対応として、しっかりとそういう体制づくりをしていく必要があるだろうというふうに思うところであります。これらについて、例えば単純に1つの災害でありません。先ほどから申し上げていますように水害もあれば土砂災害もある。土砂災害については、高さの3倍の距離に被害が及ぶというふうに示されております。そういうことも含めてそれぞれの知識をどういうふうに持ち、対応をとれるのかということが問われてくると思う訳でありますけれども、それらも含めて、うちの町がどういう状況に方向づけされているのか、お示しをいただければというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず、指揮命令系統の関係でございますけれども、先ほど非常時の招集の関係を申し上げましたけれども、その基本になるものが、災害対策本部の組織図を設けておりまして、本部長には町長、副本部長には副町長、それから、各対策本部があるんですけれども、総務対策、民生対策、産業対策、土木対策、教育対策といった各対

策部を設けまして、それぞれ課長をはりつけまして、その下に副部長等も設けて、その下には、またさらに班長をそれぞれ設けまして、広報連絡班長ですとか、あるいは厚生、民生関係のですね、そういう班を設けるとか、建設関係の班を設けるとかというようなかたちでの組織体系の中で行うこととしております。

先ほど申し上げました緊急時の招集につきましても、あくまでも命令、指揮をとられるのは、町長ということになっておりますので、何かあれば町長に連絡を取り合いながら対策をとっているところでございます。

それから、職員の知識と言いますか、そういったものにつきましても今考えておりますのは、内部で例えば人事異動等もありまして、それぞれ職員が何課に初めていった方たちもたくさんおりますので、それぞれの課でどういったことをやらなければならないのかということを認識していただくということで、庁内、この役場の中でそういったものを確認しあう機会を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 庁舎内の体制というのは、今、説明されたように防災の関係に関する書類の中に書かれているということそのものだと思います。それはそれとして先ほど申し上げましたように1つ例えば、町長、副町長がいなくなった時にどうするのか。いろいろな状況の中で、それに代わる体制がどういうふうになるのか、例えば、出張先で町長だとか副町長等々、重要な人員がそこに連絡が取れないというふうな状況になって、その場合の対策等々についてもきちんとやはり定めておく必要があるだろう。それについては、まだ十分でないのかなというふうな感じさえしました。

2、3というところに絡んでいきますけれども、まず、行政は町民の命を守るということに主眼をおいた対応をするということが最も求められているというふうに認識しております。災害に遭った時の対応、遭遇時の対応という部分で、町民にどういう施策をうてばいいのかということが大きくなると思う訳であります。これは、遭った時にするのではなくて、日常の中できちんと周知していくということが求められる。先ほど申し上げました、この雑誌の中に正常性・多数派同調バイアスを取り除くということが必要だと、そのためには正確な科学的知識を得ることだというふうに書かれておりました。先ほど申し上げましたように、正しい科学的な知識を得ることが、とっさの判断を冷静にできるという書き方でありました。ある意味では、それが可能な状況をつくりあげるために、それも相当な時間をかけて、住民に周知徹底していかなければいけないだろう。先ほど回答にありましたように、それぞれの地域に出て、今はまちなかを中心でやっていた防災訓練を地域に移動しながらやっていくということも大切なことだと思いますけれども、あらゆる災害を想定した対策の情報提供ということも大切かと思いますが、それらに対する取り組みについて考えがあればお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 残り1分でございます。

町長。

○町長（菊池一春君） あまり時間がないので、総括的にお話をさせていただきます。前回のまちづくり推進会議で河合教授が言われていた、私と委員さんの論争の中で、地域のことは地域で一番認識しているのではないかという私の主張に対して、行政は退避、逃げるなど、行政は責任があるんだと。そういう点でいくと一緒になってやりましょうと。

これは具体的に言うと、今、各地域の実践会や町内会のことを含め、想定される危険箇所について、それを位置付けて、行政的にそれをどういうかたちで広げていくかということがまず必要なことの1点だと思っています。

それから、災害対策本部を設けてそれぞれのセクションが、私と副町長と教育長が中心となって、そして総務課長が中心となって本部の中心的な役割を担いながら、振り分けをしていかなければならないと考えますけれど、それに対応できないのはどうするのか。これは、小千谷市の関さんが言われていたように、本当に職員の体制というのは、ものすごく重要になります。対外的な連絡や、体制整備や自衛隊のはてから、いろんな放送機関、气象台やら総合振興局、そういった行政的なコントロールも含めてやっていかなければならない。それと、来年の実践会・町内会の防災訓練の時には、何人の方が出てくれるのか、これはぜひ、ご協力をお願いします。これは、実践会も含めて、町内会も含めて全員とは言いませんけど、より多くの方の参加を求めて喚起をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 以上で、私の一般質問を終わりますけれども、また随時、いろんな意見交換をしながら、よりよい住みやすいまちづくりにしていければと思います。

以上で、終わります。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集お願いいたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時21分